

平成 9 年定例第 4 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 9 年 12 月 10 日

閉 会 平成 9 年 12 月 19 日

新 得 町 議 会

第 1 日

平成 9 年第 4 回
 新得町議会定例会 （第 1 号）
 平成 9 年 1 2 月 1 0 日（水曜日）午前 1 0 時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第 1 号）
		町長行政報告
3	報告第 1 0 号	専決処分の報告について
4	議案第 6 9 号	公平委員会委員の選任同意について
5	議案第 7 0 号	社会福祉センタ - 条例の一部を改正する条例の制定 について
6	陳 情 第 4 号	多目的集会施設の建設に関わる陳情書
7	意見案第 16 号	労働法制の適正な改正・見直しを求める意見書

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告（第 1 号）

町長行政報告

報告第 1 0 号 専決処分の報告について

議案第 6 9 号 公平委員会委員の選任同意について

議案第 7 0 号 社会福祉センタ - 条例の一部を改正する条例の制定
について

陳 情 第 4 号 多目的集会施設の建設に関わる陳情書

意見案第 16 号 労働法制の適正な改正・見直しを求める意見書

○出席議員（ 1 9 人）

1 番 吉 川 幸 一 君	2 番 菊 地 康 雄 君
3 番 松 尾 為 男 君	4 番 小 川 弘 志 君
5 番 武 田 武 孝 君	6 番 広 山 麗 子 君
7 番 石 本 洋 君	8 番 能 登 裕 君
9 番 川 見 久 雄 君	1 0 番 福 原 信 博 君
1 1 番 渡 邊 雅 文 君	1 2 番 藤 井 友 幸 君

13番 千葉 正博 君
15番 竹浦 隆君
18番 金沢 静雄 君
20番 湯浅 亮君

14番 宗像 一君
17番 森清君
19番 黒沢 誠君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長 斉藤 敏雄 君
教育委員会委員長 高久 教雄 君
監査委員 吉岡 正君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 役 鈴木 政輝 君
収入 役 川久保 功君
総務課 長 清水 輝男 君
企画調整課 長 長尾 正君
税務課 長 小森 俊雄 君
住民生活課 長 西浦 茂君
保健福祉課 長 佐々木 裕二君
建設課 長 村中 隆雄 君
農林課 長 斉藤 正明 君
水道課 長 常松 敏昭 君
商工観光課 長 貴戸 延之君
児童保育課 長 富田 秋彦 君
屈足支所 長 高橋 昭吾 君
庶務係 長 武田 芳秋 君
財政係 長 阿部 敏博 君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長 阿部 靖博 君
学校教育課 長 秋山 秀敏 君
社会教育課 長 赤木 英俊 君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長 長 尾 直 昭 君

○職務のため出席した議会議務局職員

事 務 局 長 佐 藤 隆 明 君
書 記 金 田 将 君

開会の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日の議員の欠席届け出はございません。全員の出席でございます。

これより、本日をもって招集されました平成9年定例第4回新得町議会を開会いたします。

（宣告 10時00分）

開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（湯浅 亮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、5番、武田武孝君、6番、広山麗子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（湯浅 亮君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの10日間といたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月19日までの10日間と決しました。

諸般の報告（第1号）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

行政報告

議長（湯浅 亮君） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、斉藤敏雄君。

〔町長 斉藤敏雄君 登壇〕

町長（斉藤敏雄君） 10月8日、臨時第4回町議会以後の行政報告を行います。

10月13日には、十勝町村会の、町村長の、道外行財政視察のために和歌山県ほか紀伊方面の視察に参加をさせていただきました。

2ページにまいりまして、10月19日には、商工会の十勝婦人部の研修会、更に20日には、市町村職員年金者連盟の十勝支部の研修会が、相次いで新得を会場に行われております。

また20日には、国有林野事業全般にかかわっての組織体制等に関する中央要請が行われまして助役が出席をいたしております。

3ページにまいりまして、10月20日には、情報システム関連のベンチャー企業であります株式会社ジェイ・ウェイ、本社東京であります森山社長が来町されまして、新得町内において大型映像装置、いわゆるディスプレイの発光ダイオードの研究施設とその組み立て工場、更にそうした大型映像装置を使ったテマパーク、ハイテクランドの建設を新得町内で行いたいという、たいへん大きな構想が伝えられております。私どもはその実現に期待をいたしているところであります。また、こうした大型の事業が行われることによりまして、町としても、インフラ整備そのほかの関係もございまして、町に対する計画書の提出を求めているところであります。

10月22日には、日本サミコン、三ツ輪ヒューム管の新得工場が岩松に完成をいたしまして、その竣工式が行われました。それ以後、大型の防災用コンクリート製品の製造が本格稼働いたしております。従業員は現在、17名であります。

10月24日には、新得保健所の存続に向けて、道並びに道議会に要請をいたしております。このときは、副知事、保健福祉部長、並びに十勝管内選出の道議会議員に要請をいたしました。

同じ日、東根市との友好協会と屈足市街地区の連合町内会が東根市を表敬訪問いたしております。助役も出席をいたしました。

4ページにまいりまして、10月28日には、新得地区農村総合整備モデル事業4号農道以下2件の工事入札を行いました。

また、10月29日は、全国過疎問題シンポジウムが十勝で開催をされまして、その席上で過疎地域活性化優良事例の表彰式が行われました。この際に新得町のレディースファームスクールの取り組みが全国で5か所のうちのひとつになりまして、国土庁長官からの表彰を受けております。

5ページにまいりまして、10月30日には、この過疎問題のシンポジウムの第一分科会が、レディースファームスクールの取り組みをテマにいたしまして、新得町で開催をされております。また合わせて国土庁の照井審議官が本町視察のために来町されました。

同じ日であります。新潟に本社があります日本サミコン株式会社を表敬訪問いたしました。これは三ツ輪ヒューム管との提携会社でありまして、今後の支援協力要請のために表敬訪問いたしたものであります。

また10月31日には、畜産試験場の再編整備の基本計画の概要説明を受けました。この計画によりまして研究庁舎、事務所、畜舎施設、附帯施設など、43の施設の新改築計画が示されたところであります。平成10年から平成12年にかけて、これらの施設整備が行われてまいります。

また、事業費の総額が140億円でありまして、平成11年の4月1日から新体制でスタートする予定であります。このほかに公宅の新築も計画されているところであります。

す。

また同じ10月31日には、かねてより進出計画されております計良整形外科医院の工事が着工されまして、来年の5月に完成の見通しであります。その完成をもって医院の開設の見通しであります。

失礼しました。畜産試験場の新体制はさきほど11年の4月と申しましたが12年の4月1日の誤りであります。

6ページにまいりまして、新得中学校が11月2日でありますが、新得中学校が開校50周年記念式典を迎えました。また、11月3日には新得町功労賞贈呈式が行われまして、社会功労賞に福西博一氏、文化奨励賞に児玉年宝氏がそれぞれ受賞されました。

11月5日には、雲海酒造株式会社の30周年記念式典が五ヶ瀬町で行われました。吉川総務常任委員長と、いっしょに出席をいたしました。この際に今後の北海道工場の拡充についての要請とを合わせまして、五ヶ瀬町に表敬訪問をしてまいりました。

7ページにまいりまして、11月5日には新得町特別職報酬等審議会を開催いたしました。この審議会には特別職並びに議会議員の報酬をこの間2年間据え置いてきたことによりまして、本町の報酬が管内の水準以下となったために審議会に報酬改定を諮問したところであります。

また11月9日には、屈足中学校開校50周年記念式典が行われております。

11月10日に保健所機構の改革の説明会が北海道の説明によって本町で行われました。これは現在道内に45の保健所がございますが、これを最終的に26か所に再編合理化するという道の案が説明をされました。このことによりまして、十勝は帯広を含めて20医療圏がひとつであるために保健所は帯広にひとつとする案であります。

しかし、このほかに一定の条件、これは距離、人口、それから中核的な保健所からの時間、そうした3つの条件を満たしたところにつきましては、将来的にその保健所の支所として、保健所機能を存続するということが説明されておりました、新得保健所はこれに該当するというところであります。

また、8ページにまいりまして、11月12日には、さきほど申し上げました畜産試験場の再編計画の基本的な考え方がまとまりましたので、土建協会、並びに商工会に対しまして、これらの事業に対し地元としても積極的にその経済の波及効果を図るためにも、事業への営業努力をするように指導いたしましたところであります。

11月16日には、第27回のまちづくり大会と合わせて、第2回のふれあい健康まつりが開催をされまして、非常に盛会裏のうちに終了いたしております。

9ページにまいりまして、11月18日には、特別職等報酬の審議会の答申を得ております。この答申の中身につきましては、特別職においては、4.4パーセント台から4.7パーセント台の引き上げ、議会議員につきましては4.4パーセント台から5.5パーセント台の引き上げで、それぞれ平成10年の1月1日から改正すべきとの答申をいただいております。今定例会の会期中に別途改正案を提案する予定であります。

10ページにまいりまして、11月25日には道立保健所の再編整備に対する道の最終的な案の提示を受けております。これはさきほど説明いたしましたとおり、予定どおり帯広保健所の新得支所として存続する旨の道の案が示されたところであります。

また11月26日、森林総合利用森林整備事業、拓鉄公園の整備事業、国の事業に採択をされまして、本年分の工事入札を行ったところであります。本事業は本年度から3か年の継続事業で実施を進めてまいります。

なお11月末現在の工事の発注率であります。計画が359件に対しまして、343件が既に発注済みでありまして、発注率は95.54パーセントであります。

11月27日には肉牛流通調査視察ということで、栃木県と鳥取県に行っていました。これは本町の肉牛組合が肥育もと牛を大量に取り引きしていただいている相手方でありまして、栃木県の前田牧場と鳥取県の東伯農協に表敬訪問をいたしたところでもあります。

なお、東伯農協からは黒毛和牛が町営牧場にたくさん通年預託をいただいております。ちょっと行政報告に記載もれてありますが、12月1日には実は鹿追町長が参りまして、この際鹿追町のゴミ処理場でダイオキシン問題が発生していると。この解決策に苦悩しておりまして、この間、帯広の広域のゴミ処理場での処理の検討してもらっているが、まだその見通しがついていないと。鹿追のゴミは1日当たり5トン程度で、ついでには新得の新しいゴミ処理場で処理をお願いすることができないかという要請がございました。このことは、かねてより非公式の打診もあったために、私どもも広域行政の観点から内部的にまた、多角的に検討を進めてきたところでもあります。

しかし、本施設が本格稼働いたしました9月では1日当たりが、既に8.5トン、10月におきましては、1日当たり10.5トンとこの2か月平均で9.6トンの1日当たりの焼却量となっております。本施設の1日当たり、12トンの焼却能力を考えたときに鹿追町のゴミを受け入れることは能力的に無理であると判断をいたしました。これ以上鹿追町の返事を遅らせることによりまして、期待されてもかえってご迷惑をおかけすることになると考えまして、本町の施設の能力からみて、また、今後更にゴミの量が増えてくるということを考えた場合に、現段階では見通しは難しいと、その旨の回答をいたしたところでもあります。

12ページにまいりまして、12月1日には道内の草地研究者が本町に集まりまして研究発表会が行われております。

また12月3日には、全国町村長大会に出席をいたしました。

12月4日には、クラブメッドサホロ冬の村がオープンいたしました。同時にこの日をもってスキ場もオープンしたところでもあります。以上であります。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

日程第3 報告第10号 専決処分の報告について

議長（湯浅 亮君） 日程第3、報告第10号として地方自治法第180条第1項の規定に基づき町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対し質疑はございませんか。18番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） こういうたぐいの議案が出たときは、私は毎回確かお尋ねしていると思います。今日は、ちょっと別な見方で質問をしてみたいと思います。

これを見る限りでは、町が損害賠償で払うわけでございますから、こちらのほうが加害者の立場になるだろうと思います。こちらが被害を受けたほうになるんでございますけれども。私は毎回のよう言うんですけれども、このような交通事故は年に数回は出てきておる。しかもずっとみているという、まあまあ、だいたい2、3件ずつというのが毎年、こう絶えることなく出てきているわけです。いったいこれはどこにあるか。

それは、個々によっていろいろなケースがありますから、一概には断定はできませんけれども、いずれにしても、町は加害者の立場、町でないその当事者は加害者の立場になるわけですから、それに受けるところの損害について、町が加入しているそれなりの機関のほうから、こういう賠償するということで、実質は町には負担はかからんわけです。それから、当事者にもその負担がかからない。で私はかねがね申し上げますように、こういう場合は当然、この加害者たるべき当事者もここへちゃんと表すべきでないかなと。それがひとつには、このたとえなんですけれども、一罰百戒というようにことわざもございますしね、そういうことをちゃんと公表されてしまうということによって、町の職員の皆さんもこう緊張するんだらうと、当然こういうような、こういうたぐいの事故も減るんでないのかと。こういうことで今までこの問題がでるたびに、いったいなぜ、加害者たるべき当事者をここへ、氏名を出さんのかということをして今まで再三言っているわけです。

今回もですね、そんなような立場から、あえて事故の模様など伺わんでもこっちが払う側ですから、こっち側が払う側ですから、こちらの立場が悪いというふうに判断していいと思うわけです。これまた古くさい、古い話したいへん恐縮なんですけれども、この公務員の取るべき態度というか、考え方というか、そういうものはこれはずっと昔からあるわけです。そのひとつには、こんなこと言ったら笑われる、いや笑われることでないんで言いますけれどもね、勧善懲悪の思想、善きを進めてね、悪を懲らしめる思想というのがですね、実はこれ、17条の憲法、地公法第6条にうたっている。これはやっぱり公務員に対するですね、基本的な根本的な思想になっているんですよ、それがいつの間にか、だんだん廃れてきちまってね、ここに見るように同僚意識というか仲間意識というか、そういうものがあるんだらうと思うんですけれども、そんなことでここへあえて記載されないわけです。

もういっぺん今回お聞きしたいんですけれどもね、なぜ、いったい加害者たるべきこの相手を、ここに掲載しないのか、そのわけをひとつね、説明していただきたい。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、清水輝男君。

総務課長（清水輝男君） お答えいたします。年間かなりあるということでございますけど、町の公用車自体が現在100台を超える状況の中にございます。その中で年間6件、7件というかたちの事故の発生がされてございます。

その中で当然、専決処分のものにつきましては、この議会の中で早い時期に報告させてもらう状況でございます。そのほかに物損的な事故もあるということが実態でございます。その中で、報告の中で、加害者たる、当事者といいましょうか、その名前が記載されないということでございますけども、これは当然、事故につきましては、使用者側責任というようなかたちの中で、当然使用者、町長でございますんでそういうかたちの中で名前は出してございません。これにつきましては、本人に対する戒めといいましょうか、仲間意識というようなご指摘でございますけど、それに対する措置といたしましては、当然町のほうで事故報告等を受けた中で、私ども交通違反に対するその対応する委員会、懲罰委員会等もございまして、その中でじゅうぶん検討させていただいているわけでございます。その内容によっては、本人に口頭注意から、文書、それぞれの懲罰というようなかたちで対応はさせていただいております。その中で当然当事者である職員については、じゅうぶん認識もされているというようなかたちでございます。

これも名前等に載せなければならぬということにつきましては、法令上では

ございませんので準則等を調べた中で、こういう専決処分の報告等でしなさいということになってございますので、そんなかたちで今回も報告させていただいております。

議長（湯浅 亮君） 18番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） 最近、特にこの交通事故に対する考え方というか、そういうものがきつく厳しくなってきました。これは酒飲んで酒気帯び運転だとかなんかちゅうかことになると、また別なんでしょうけれども。どこの町村においても、この交通事故の防止ということについては非常に神経を遣い、かつ、いろんな手立てを立てているわけです。当然、さっきもちょっと申しましたように、ここに名前を載せるということによって、町の職員全体に対する精神的な圧力ちゅうかな、そういうものがものすごく大きくなると思うんですよ。

さっきちょっと言ったように、一罰百戒というのが、そういうものを見せしめという意味じゃないけれども、こういうところに公表するということによってね、やっぱり職員に対する交通事故に対する認識ちゅうものが、また新たなものが出てくると思うんですよ。今、聞くと100台以上あって、年に6、7件というんだから、この率からいって、ものすごい高い。やはり、町といたらいいか、公務員といたらいいのか、どちらの側もそうなんですけれども、やはり、この一般社会に対して、特に町民に対してもね、やっぱりちゃんと、模範というのかなそういうものを示していく立場だと思うんですよ。

これは、何も使用者側の責任でこうだと言っておってもね、そういうことによって交通事故防止ということが強く訴えられるのでないかと、こう思うから、今までも毎回聞いているわけです。もうひとつ、今日聞きたいのはね、それは恐らく、職員に対するひとつの、なんちゅうかな名誉というか、個人のプライバシー - を尊重してとか、そういう考え方、さっきは仲間意識と言ったけれどもそんなことではないと。それはやはり、やっぱり同じ公務員である仲間であって、仲間の名誉、プライバシー - を尊重してのことだと思う。だとすればね、ここへ、損害賠償の相手方としてね、住所、氏名をきちんとう出すというのはいったい、この被害者であるところの、この人に対する、名誉だとか、この人のプライバシー - ちゅうのはいったいどういう認識をしているのか。これは当然、町の職員以上にこういうところに出される、しかも町民なんでございますから。これは私どもも、西3条南3丁目だからあの辺だということがわかりますけれどもね。こういうことを、個人のほんとうにプライバシー - に関する問題をここへ出すということはやっぱり、公表することになるわけですから。そうした場合に、これはいったい、損害賠償の相手方に対する名誉とか、プライバシー - の問題について、いったいどのように考えているか、まず、そこもお聞きしたいところです。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、清水輝男君。

総務課長（清水輝男君） 1点目の町民の皆さんの模範的なかたちになるべきでないかというようなご質問かと思えますけど、これにつきましては当然、最近では近隣町村の中でも、やはりいろいろ、職員の交通事故違反等についてもいろいろ新聞等で出ているわけでございますけども、私どもも理事者、町長のほうからですね、当然機会あるごとに交通事故だけでなく交通違反も含めてそれぞれ注意をいただいているわけでございます、それぞれ、職員としては事故に対する、それから違反に対する認識というのがじゅうぶん持っているから、と思っております。たまたま事故というのが自然的に発生される場合もあるかと思えます。そういうかたちの中で起きた事故ということでござ

いますんで、当然本人もそれに対する自戒意識といいましょうか、そういうものがじゅうぶん認識されていると思っております。今後この分については、まだ更にいろんな機会をみて、職員にきちんとした事故に対する教育等もしていきたいというふうに考えてございます。

それから、相手に対する名前、それから金額等載せることによってプライバシーの侵害というようなことでございますけど、これはやはり町で事故に対する支出、その場合につきましては当然相手方、金額等を明確にして議決を得なければならないということになってございますんで、この分についてはやむを得ないというふうに判断してございます。

議長（湯浅 亮君） 18番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） 今までちょっと申し上げたことは、私は非常に奇異に感ずるわけですよ。なんで町の職員のほうがいわゆる加害者の側が、対等にここに表れていてこそ、この人に対するひとつの名誉、プライバシーの、私はこれ侵害になると思っただけけれども。加害者であるべき者もここへ掲げることによって、ある程度その相殺されていくであろうと。これは交通事故ですから、一方的に片一方、100パーセントいいということならんはずなんで、絶対的というか、相対的というかな、そういう意味で町のほうが分が悪いということだろうと思うんですよ。ですから、ここへ賠償の相手方を掲げると同時に加害者の氏名もここへ公表することによって、さっき言ったように交通事故防止のための考え方も変わってくるかもしれません。

それからこの人に対する、プライバシーとかそういう問題に対する償いにもなってくるだろうと思うんですよ。こういった考え方はどこから出てきたのかなと、いやなにも今ここ最近出てきたわけでもないんですけど、これはいろんな社会にそういうことがあるんだけれど。やっぱり、これひとつには、古来、古来といったら語弊があるんだけれど、戦前といったらいいのかな、官尊民卑、ちょっと少し難しい言葉だからなんですけれども。官尊民卑の流れというか、思想というのがやっぱり、こういうかたちで今も生きているんじゃないのかなと僕思うんですよ。これはやっぱりお役所だから、というように、そんなことないとおっしゃるかもしれませんがけれども、こういうかたちの中でそういうスタイルが、戦前、まあ、戦前だったら当然だったんだろうけれども。官尊民卑の思想というのが今でもこう流れているなと私はみるわけですよ。今、清水課長はこういう仕組みになっているからしかたないと、こうおっしゃったけれども、私はやっぱり、これは致し方ないんであれば、当然これ、はっきり言って加害者だからな、加害者はやっぱりここに出すべきでないのか。やはり町民との、官尊民卑の思想といったけれども、そういう格差をなくする、なくしていくひとつの手立てになるんでないかと。私はこう、思うんですけれども。

最後に一つ町長の判断をちょっとお伺いいたします。

議長（湯浅 亮君） 助役、鈴木政輝君。

助役（鈴木政輝君） お答えをしたいと思います。この損害賠償の額の決定につきましては、ここに記載のとおり地方自治法の規定によつての専決処分の内容でございます。

この内容の中でどういったことが議決要件になるかということになりますと、まず損害賠償の額からこの1、2、3、4の4項目にわたって議決をするというかたちになっております。あくまでも議決要件の範囲の中でご提案をしたわけですが、ご報告したわけですが、今後含めまして、こういった問題については、最近、管内的に見ても、交通

事故等が非常に多いということもありますので、助役会議の中では案件ごとに検討してきております。こういったことも、当然の今後の課題となってですね検討していくことになるかと思えます。

さきほど来から加害者、被害者という件でございますが、確かに住民のかたがここにお名前載っておりますけれども、加害者はあくまでも新得町という組織でございます、この加害者になった原因が職員の交通事故ということでございます。今後交通事故等については、最大限、じゅうぶん注意しながらですね、絶対起こさないようなかたちでもってきたいと思えますし、この様式行為については、今のところ、この形で進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって、報告第10号は終結いたします。

日程第4 議案第69号 公平委員会委員の選任同意について

議長（湯浅 亮君） 日程第4、議案第69号、公平委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

〔助役 鈴木政輝君 登壇〕

助役（鈴木政輝君） 議案第69号、公平委員会委員の選任同意について、地方公務員法第9条第2項の規定に基づき、新得町2条南1丁目1番地、福原昭治さんを公平委員会委員に選任したいので議会の同意を求めます。

福原さんは、この12月22日に任期満了となりますが、現在70歳で昭和44年12月以来、7期28年間この職にあります。人格識見とも優れ公平委員として適任と存じますので引き続き選任いたしたく、ご同意をお願いいたします。

〔助役 鈴木政輝君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） 説明が終わりました。本件は人事案件につき、質疑討論を省略し、投票をもって行いたいと思えますがご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしというお声がございましたので、この採決は無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（湯浅 亮君） ただいまの出席議員数は19人ですが、議長を除くと18人です。

議長（湯浅 亮君） 立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、4番、小川弘志君、5番、武田武孝君、6番、広山麗子君の3名を指名いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、4番、小川弘志君、5番、武田武孝君、6番、広山麗子君の3名を立会人に指名いたします。

議長（湯浅 亮君） 投票用紙を配布いたします。

〔事務局長 投票用紙配布〕

議長（湯浅 亮君） 投票用紙の配布もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 配布もれなしと認めます。

議長（湯浅 亮君） 投票箱を点検いたします。

〔事務局長 投票箱点検〕

議長（湯浅 亮君） 異常なしと認めます。

議長（湯浅 亮君） 念のため申し上げます。

本案、公平委員会委員の選任同意を可とする諸君は「賛成」と、否とする諸君は「反対」と記載のうえ、1番議員から、職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は「否」とみなすことになっております。

議長（湯浅 亮君） 点呼を命じます。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（湯浅 亮君） 投票もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 投票もれなしと認めます。

議長（湯浅 亮君） 投票を終了いたしました。

議長（湯浅 亮君） これから開票を行います。

小川弘志君、武田武孝君、広山麗子君、開票の立ち会いを願います。

〔開 票〕

議長（湯浅 亮君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 18票、

そのうち有効投票18票、

有効投票中、 賛成17票、

反対 1票、

以上のとおり賛成多数であります。

よって本案は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第5 議案第70号 社会福祉センタ - 条例の一部を改正する条例の
制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第5、議案第70号、社会福祉センタ - 条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長、佐々木裕二君。

〔保健福祉課長 佐々木裕二君 登壇〕

保健福祉課長（佐々木裕二君） 議案第70号、社会福祉センタ - 条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。次のペ - ジを御覧いただきたいと思います。提案理由といたしまして、屈足上地区に設置いたします会館を新たに加えようとするものでございます。

元に戻りまして、条例本文のご説明を申し上げます。別表第1に新たに名称、ユートピア館、1といたしまして、新得町字屈足基線73番地3を加え、別表第2に新たに名称ユートピア館、委託機関といたしまして、ユートピア館運営委員会を加えます。附則としまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

〔保健福祉課長 佐々木裕二君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第70号は原案のとおり可決されました。

議長（湯浅 亮君） ここで暫時休憩をいたします。

（宣告 10時42分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 10時43分）

日程第6 陳情第4号 多目的集会施設の建設に関わる陳情書

議長（湯浅 亮君） 日程第6 陳情第4号 多目的集会施設の建設に関わる陳情書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、文教福祉常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） これはですね文教というよりもむしろ、地域の集会施設というんであれば総務だと思っておりますが、これ、検討もう1回。私もこれこうだという確信はないんですが、どうも、こう文教に関する分というのがちょっと少ないと思われるんですが、どうでしょうか。

議長（湯浅 亮君） ここで暫時休憩をいたします。

（宣告 10時44分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 10時45分）

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、文教福祉常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。よって陳情第4号は文教福祉常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査をお願いします。

日程第7 意見案第16号 労働法制の適正な改正・見直しを求める意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第7、意見案第16号、労働法制の適正な改正・見直しを求める意見書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。よって意見案第16号は総務常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査をお願いします。

休 会 の 議 決

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

議案調査のため、12月11日から12月17日までの7日間、休会することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、12月11日から12月17日までの7日間、休会することに決しました。

散 会 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（宣告 10時49分）

第 2 日

平成9年第4回
新得町議会定例会（第2号）

平成9年12月18日（木曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名	等
1		一 般 質 問	

会議に付した事件

一 般 質 問

○出席議員（19人）

1 番	吉 川 幸 一 君	2 番	菊 地 康 雄 君
3 番	松 尾 為 男 君	4 番	小 川 弘 志 君
5 番	武 田 武 孝 君	6 番	広 山 麗 子 君
7 番	石 本 洋 君	8 番	能 登 裕 君
9 番	川 見 久 雄 君	10 番	福 原 信 博 君
11 番	渡 邊 雅 文 君	12 番	藤 井 友 幸 君
13 番	千 葉 正 博 君	14 番	宗 像 一 君
15 番	竹 浦 隆 君	17 番	森 清 君
18 番	金 沢 静 雄 君	19 番	黒 沢 誠 君
20 番	湯 浅 亮 君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊 藤 敏 雄 君
教育委員会委員	長	高 久 教 雄 君
監 査 委 員		吉 岡 正 君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助		役	鈴	木	政	輝	君
収	入	役	川	久	保	功	君
総	務	長	清	水	輝	男	君
企	画	長	長	尾		正	君
税	務	長	小	森	俊	雄	君
住	民	長	西	浦		茂	君
保	健	長	佐	々	木	裕	君
建	設	長	村	中	隆	雄	君
農	林	長	齊	藤	正	明	君
水	道	長	常	松	敏	昭	君
商	工	長	貴	戸	延	之	君
児	童	長	富	田	秋	彦	君
屈	足	長	高	橋	昭	吾	君
庶	務	長	武	田	芳	秋	君
財	政	長	阿	部	敏	博	君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿	部	靖	博	君
学	校	長	秋	山	秀	敏	君
社	会	長	赤	木	英	俊	君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	長	尾	直	昭	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐	藤	隆	明	君
書			記	金	田		将	君

開 議 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） 本日は、全員の出席であります。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

（宣告 10時00分）

日程第1 一般質問

議長（湯浅 亮君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

議長（湯浅 亮君） 9番 川見久雄君。

[9番 川 見 久 雄 君 登壇]

9番（川見久雄君）

1．新得町中小企業融資制度の見直しについて

私は、2年前に本町中小企業融資制度にかかる問題について、お尋ねをした経緯もあり、心苦しい点がないわけではないのですが、その後大きな状況の変化もあり、あえて質問させていただくことを、まずもってご理解賜りたいと存じます。

さて、我が国経済も、やや明るい兆しがささやかれたのもつかの間、金融ご三家、しかも、日本有数の生保・銀行・証券企業の相次ぐ経営破たんによって、更なる景気低迷の長期化が現実のものというか、避けられない状況となり、先行きの動向がたいへん懸念されるところであります。

このような状況を踏まえ、地方自治体として、さしあたりと言いますか、緊急的に商工業の経営の安定に向けて何ができるのか。新聞報道によれば、本道の市、一部町において、もっともこれは、拓銀の経営破たんに伴う対策が中心のようではあります。これを見ても、なかなか抜本的不況対策に明確に処方せんを示すことができない状況にあり、商工業の振興に自治体としてのかかわりの難しさを感じるものであります。

したがって、マクロ的に見ますと誠にささやかなものであるかもしれませんが、現実的に即し、本町において、まずは、商工業振興施策の大きな柱である中小企業融資制度の見直しであります。

特に本制度を利用される企業は、おしなべて自己資本率の低い、かつ、資金調達力が弱いという実態にあり、この制度に依存する度合いが極めて高いものと考えます。

よって、利子補給要綱を含めたこの制度の設定のねらいに沿って、現況に機能するように見直しをかけ、借り入れ者の金融コストの軽減化を図り、経営の安定に向けての一助にすべきと考えるものであります。

前置きはこの程度にいたし、1点目の利子補給要領の見直しについてであります。

2年前に質問した4項目の一つであります。当時、町融資の短期資金の利率が3.15パーセントで、利子補給率は、3パーセントをカットした、誠にわずかというか、0.15パーセントとなっております。

翌年4月、その改善要望にこたえられ、足切り分を0.5パーセント引き下げ、古いものは別として、0.65パーセントの補給率となったはずなのであります。

ところが、現在の利率は2.7パーセント、補給率は2年前に戻ったというか、0.2パーセントと言いたいところだったのですが、なんと、ごくごく最近、2.3パーセントに引き下げられたということでもあります。

制度の中には、返済期間が10年のものもあり、一概には言えないのですが、現在の足切りは2.5パーセントであり、保証料の全額補助は、そのまま生きるとしても、利息の補助分について、このままでは、せっかくの制度も全く機能しないという状況になっているのであります。

借り入れをする者にとって、利率が下がるということは、それだけを見ますと、誠にけっこうなことなのでありますが、それには、厳しい、厳しい経済的な背景があることのご理解をされておられるものと考えております。

このように近年のめまぐるしい金利の変動に適応しにくい現在の固定的な、上下の制限規定から一定率の給付による安定化、あるいはスライド方式というか、弾力性のある要綱規定に見直すべきと考えます。

2点目として、融資利率の引き下げについてであります。

今、中小企業者にとって一番かかわりのある政府系金融機関である国民金融公庫の普通貸付の基準金利は、2.3パーセント、道の中小企業振興資金融資制度の大半は1.3パーセントであります。

しかも国金にあっては、自ら提供を申し出る場合を除き、不動産担保をとることはまれであり、また、信用保証協会の保証を求めるといったことは、私のかかわってきた経験上から、ないと言ったほうが適切な実態表現だと思っておりますし、道融資においても、協会の保証付きを絶対要件としているものは、26資金のうち、わずか2つに過ぎないのであります。

この制度が中小企業者の経営資金の調達に主役を演ずるとは思っておりません。つまり、国や道の制度を補完する役割を担うものと認識いたしているところであります。

融資を受けようとするときに、融資限度・融資期間・利率等の比較によって、融資制度の選択がなされるものと考えます。

したがって、すべてにとは申しませんが、他の制度に比べ、どこかに少しでも勝る特色がなくてはならないと思います。

借金を増やさない、少なくするということは、たいへんけっこうなことであると同時に、経営の消極性を現していることでもあります。

近年、長引く不況や先行き不透明な状況の中で、設備投資の手控え等、極力借り入れを我慢する守りの姿勢という要因はあるとしても、融資残高が横バイの状況が続くのも、特色のなさにあるのではないかと考えます。

町村融資制度の中で、どんな特色が出せるのか、私は利率であろうと考えます。

町の融資制度は、町及び協会で3分の1の原資を預託し、かつ、すべてが保証付きで、回収という面で全くリスクがないなど、他の制度に比べ好条件下にあるにもかかわらず、今月に入り国金並みにはなりましたが、短期資金で2.7パーセントであったわけです。

超低金利時代に入る前は、おおむね公定歩合の上げ下げ幅に連動して市中金利が設定されてきたものと思っておりますが、その公定歩合も95年9月から史上最低の0.5パーセントとなったことにより、従来のパターンを踏襲することにならなくなったこと

も事実であり、理解できるところでもあります。

しかし、信金、信組等の金融機関においては、直接その恩恵に預かることはないとしても、公定歩合が上がれば直ちに追従の姿勢を見せるにもかかわらず、下げるということには極めて鈍い反応の実態にあると言わざるを得ません。

町融資の利率について、国金の利率を下回る設定が特色となるものであり、町として、取り扱い金融機関の対応を傍観することなく、積極的に利率の引き下げに向けてアクションを起こすべきと考えるし、これがなされていれば、今回の引き下げも、もっと以前に実現されたのではないかと考えるとき、更に、今どうのということにはならないとしても、金利の推移にじゅうぶん注目しつつ、適宜にタイミングを計らい努力していくべきと考えますが、いかがなものか。

以上、本町商工業施策の柱ともいえるべき中小企業融資制度の見直しにかかる2点について、町長の考え方をお尋ねし、質問いたします。

[9 番 川 見 久 雄 君 降 壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町 長 斉 藤 敏 雄 君 登 壇]

町長（斉藤敏雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。ただいまご指摘ありましたように、長期化している景気低迷の中で、追い打ちをかけるように発生いたしました拓銀、山一ショックは新たな金融不安を引き起こしておりまして、年末を控えていただけに町内での影響を心配しておりましたが、現在のところ町内商工業者への直接的な影響はほとんどないと聞いているところでございます。

ただいまご質問にありました1点目につきましては、町の中小企業融資にかかる利子補給であります。平成8年4月に足切りを2.5パーセントに引き下げいたしまして、支給時期の改善を行い、実質、平成6年度分から適用してきたところでございます。

現在での利子補給率は、その後の金利変動によりまして、ご指摘のとおり、0.2パーセントから3パーセントとなっているところであります。

更に、去る12月5日に本制度の貸出金利が改定されまして、2.3パーセントの利率が適用されることになりまして、国民金融公庫の基準金利、長期プライムレートと肩を並べるところとなったところであります。その結果、当然これからの新規借入者は保証料の補給のみとなるわけでございます。

しかし、今日の長引く不況下にありまして商工業者の皆さんが苦勞されていることを承知いたしております。

実質金利負担を軽減する側面もありますので、弾力的な運用ができるように検討させていただきたいと考えております。

2点目の融資利率の引き下げについてであります。ただいま申し上げましたように国民金融公庫の基準金利、長期プライムレートが2.3パーセントまで引き下げられておりますので、今後は金利動向にじゅうぶん注意をはらいながら弾力的な対応をしてみたいと考えております。

[町 長 斉 藤 敏 雄 君 降 壇]

9番（川見久雄君） 本年度予算で制度融資の原資は8項目で3億6千400万円、すべてに利子補給をしているわけではありませんが、利子補給は17項目で、4千385万円計上されております。

2年前のご質問いたしたときに、中小企業融資制度が農業者における金利負担を上回

るものではないとの判断、他の制度との均衡を図っていくことが必要とのお考えには、利子補給というこの部分だけをみる場合に、私も認識もし理解をいたすところであります。

しかし、この件について別な視点からと言いますか、もう少し考え方を広げて申し述べてみたいと思います。

本年度の一般会計予算は、歳出で予備費を含め13の款からなりまして、総額で約85億6千万円であります。

そのうちですね、農林水産業費は、いくつかの単年度あるいは継続の大型事業の完了によって前年比約3億2千900万円減の11億9千300万円余り。

一方、商工費は、商工会事務局長の派遣等もあって、前年比1千100万円増の4億4千800万円ほどになっております。

このように、大まかな産業別予算ではありますが、農業においては、本町の基幹産業でもあり、また、国の施策にも沿って多種多様な事業が展開されており、利子補給は、そのうちのまことにささやかな位置付けにあるのではないかと考えます。

一方、商工業においては、即、商店とイメージされるかもしれませんが、もう少し分類しますと、卸売業・飲食店を含む小売業・製造業・建設業・運輸業・もろもろのサービス業で本町で360ほどの企業があり、これに従業員と関係者を含めるといかにほどになるのか。11月末で3千249世帯ということではありますが、決しておろそかにできる産業ではありません。

町政執行方針の商工業の項目の中で、前年度では、町独自の制度融資で個別対応・利子補給等、大局的な面での地域活性化策も講じてまいりたいと。

また、本年度においては、商工会への事務局長の派遣に続いて融資制度、利子補給等総合的に地域への活性化等を通して商工業の振興を図ってまいりますと述べられておりまして、引き続き商工業振興施策の中心をなしているものと考えます。

つまり、利子補給を含めた融資制度を産業別に見ますと、一方では、数ある施策の中の小さな一分野であるが、一方においては、大きな柱であり、中心となる重要な位置付けの施策であるわけで、利子補給という限られた分野の中で、他の産業とのバランスもありましょうが、そのことも念頭に置かれ、思い切った見直しの検討をしていただきたいと考えます。

次に、ただいま利子補給の予算総額は、4千385万円と申し上げましたが、そのうち、この制度にかかわる分は800万円であります。

アバウトな計算ではありますが、借り入れ残高は2億円前後で推移していると思われるので、4パーセントになります。

それから保証料、これが17年半ぶりに1パーセントから、0.95パーセントになりましたが、差引き、借入額に対して3パーセント強の利子補給の余地があります。

私が通告書を作成した時点での情報では利率が、2.7パーセント、したがってわずかではあるが、0.2パーセントの補給率ということになっていたはずなのですが、利率が2.3パーセントになったことにより、利子補給の恩恵に浴さないものもでてまいります。

本年度末で10年間をさかのぼりますと、3か月を残しておりますが、この間なんと、平成2年11月の8.3パーセントを含め40回の利率改定があります。

利子補給の方法は、十勝管内においても千差万別であり、頭から一定率の給付をして

いるところや、本町のように、率に差はありますが上限、下限の規定を設けているところ、これが一番多いようですが、利子の支払い額に対して一定率の給付をしているところもないわけではありませんが、多くは金利の変動に適切に対応できない固定的な仕組みになっております。

利率別の借り入れ残高が、どのようになっているのか、実態が分からないこともあり、こういった方法でと決めつけたことは申しませんが、いずれにしても、年度末までにじっくり時間をかけ、不要額でない、でき得れば増額補正をするぐらいの気概をもって取り組んでいただきたいと思います。

よき方向に見直されることを前提にお話しをしておりますが、2年前、お尋ねをいたし、ご検討をいただいた結果、その見直し策を新年度から適用した経緯があります。

今回は、ぜひ見直されたものを、本年度から適用するという事も合わせてご検討の中に入れていただきたいと思います。

次に2点目の中小企業融資の利率の引き下げについてであります。

何か、他の制度に比べ、特色をと申し上げましたが、過去に国金の利率を下回る利率になったことがいくたびもあります。

今回、国金の利率を下回るよう働きかけるべきと申し上げるところだったのですが、まさか、私の質問が事前に漏れたわけでもないでしょうが、先手を打たれたというか、国金並みの利率に引き下げられました。

ここで、すぐ、更に、もう少しとは申しませんが、私の経験から一つの事例を述べてみたいと思います。

少々古い話であり、記憶も定かではないのですが、昭和40、50年代に町村の商工担当課長と商工会の経営指導員による十勝商工振興連絡協議会という組織がありました。

意見や情報交換のほか、具体的な事業として商工従業員の道外研修視察の実施や、この町村融資制度の取り組みもありました。

協議の上、代表の人たちが取り扱い金融機関と利率引き下げの折衝を行い、そのたびに、改定をされてきたということでもあります。

私は利率の引き下げを、と申し上げてきましたが、なかなか1町での単独交渉では、時間もかかり、そう簡単なものではないとも思っております。

町として、制度を設け利子補給をするということにとどまらず、確かに要綱では「取り扱う金融機関の利率とする」とはなっておりますが、ぜひこの部分にも、メスを入れていただきたいと思います。

したがって、今後の金利の動向に関心を持ちつつ、適宜に事例として申し上げた団体交渉といえますか、いまその組織がありませんので、町村会なのか、どこが適当なのか、よくは分かりませんが、そのことも念頭に入れて臨んでいただきたいと思います。

最後になりますが、町長は検討させていただきたいとの、お答えだったかと思えます。

検討という言葉は、国会用語とも言われ、その世界では、検討とは不実行と同意語だと言われているようにも聞きますが、私はそのような、うがったというか、こじくれた解釈はいたしておりません。

すなわち、検討イコール実行であります。

私は、町長に全幅の信頼をおくものの一人であります。ご迷惑でしょうか。

町長も私と同じ解釈のもとで、お答えになられていることに、疑う余地は全くあり得ない、と考えておりますが、どうか、その信頼と期待を裏切ることなく、不況にあえぐ

本町商工業界のために、あらためてご決意のほどを求め質問を終わります。よろしくお願ひします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えいたします。前段では他の産業との比較のお話がありました。

確かに一次産業であります農業の問題につきましては、ご承知のとおり国や道の協調する利子補給の制度というふうなものにも支えられておまして、これは特に貿易の自由化、そうしたいろいろな農業の課題も抱えておまして、そうした中での利子補給の支援策と。よって総額が商工と比較するとご指摘のとおり多い結果となっております。

しかし、一方、商工業の皆さんがたにおかれましても、極めてこの長期にわたる不況、経済の不況、低迷の折でありまして、そうした現実の姿というものをやはり考慮していかなければならぬものと考えているところであります。

前段のご質問の折には、具体的にはお答えしなかったわけではありますが、今後の金利変動に応じまして、足切りの加減を検討したいとそういう趣旨で申し上げたわけです。現段階では、その足切りを2.5パーセントから2.3パーセントあたりまで、下げる検討をしたいというふうにご考えております。

金利というのは常時変わっていくわけでありまして、これもその金利水準がどちらのほうに向いていくのかということをご予測することは至難でありますけれども、そうした金利変動というものをじゅうぶん考慮してですね、対応していきたいものと考えているところでございます。

金利に対する管内的な金融機関との接触というふうなお話しもございました。どういった方法が、具体的に手法がとれるかですね、それについては課題として預らせていただきたいというふうにご思っております。

議長（湯浅 亮君） 12番、藤井友幸君。

[12番 藤井友幸君 登壇]

12番（藤井友幸君）

1. 屈足展望台の整備について

私は、次の関係について質問いたしたいと思ひます。まず、屈足展望台の整備についてであります。屈足の玄関口として展望台が設置されてから、20数年が経過をすることと思ひます。また、5、6年前には案内看板等も建設されたところであります。その間、多くの利用がされたことと思ひます。景勝地として屈足市街地の夜景の眺めもこれまた捨てたものではありません。このような中で今後、道道の改良工事が進められると聞いているところであります。その工事と合わせて再整備をし、有効活用されるよう、また利便性を図る、施設、建設が必要と考えるところであります。

また、道道の改良工事につきましては、交通安全対策上、早急に進める必要があると認識をしているものであります。町長の所信をお伺ひいたします。よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

[12番 藤井友幸君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

道道帯広新得線と町道22号線の交差点付近にあります屈足展望台につきましては、屈足市街地及び美蔓高台のガンケなどを展望できる場所であり、地域住民や通過客にたいへん親しまれているところであります。

町では従来から、あずま屋・案内看板の設置及び観光協会におきまして、草刈りや清掃等を実施してきたところであります。ご質問の屈足展望台については道道及び町道側の整備との関連がございますので、計画が具体化した時点で地域の皆様のご意見を伺いながら整備を検討していきたいと考えているところであります。

また、主要道道、帯広・新得線、屈足坂のこう配緩和の問題であります。今日までも、機会があるごとに管轄いたしております土木現業所のほうに要請を続けているところであります。しかし、現在の置かれている状況、若干の説明をしてみたいと思っておりますが、現在の屈足坂のこう配は5パーセントこう配であります。北海道では、こう配が6パーセント以上の坂道につきまして優先をして緩和工事を実施している状況でございます。更に国の公共事業抑制の中でありまして、そうした中で本町にありましては長年の課題でありました屈足の新生橋の架け替え工事、それから夕張新得線オッダッシュ通りのアンダ・バスの新設工事が進んでおりますし、また平成10年度からの町道北新内線の代行業も来年から着工の見通しであります。

そのように北海道の大型の工事が本町に現在集中しているところであります。このため、こう配が5パーセントの屈足坂につきましては、これらの工事に一定のめどがついてから、4パーセントこう配に改良工事を進めていただける見通しであります。

また、交通安全対策につきましては、北海道といたしましては、当面、維持管理の中で対応していきたいとの考え方であります。

国、道の財政状況が厳しい中でございますけれども、町道屈足22号への左折の斜線など安全対策を含めて取り組んでいただきますように、今後とも引き続き事業の早期実施に向けた努力をしていきたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 12番、藤井友幸君。

12番(藤井友幸君) ただいま、町長の答弁により理解をするところであります。今後におきましては、どうかひとつ、展望台の火を消すことなく再整備を進めていただきたいと思っております。また、道道の改良工事につきましては、今、町長が申し上げましたとおり、交通安全対策上、早急に着工することが必要と思っております。要望を申し上げ質問を終わりたいと思っております。この関係につきましては、答弁必要ございません。

議長(湯浅 亮君) 13番、千葉正博君。

[13番 千葉正博君 登壇]

13番(千葉正博君)

1. 不況における企業対策について

私は2点についてお伺いしたいと思っております。はじめに、不況における企業対策についてお伺いいたします。道開発庁の統合、政府公共事業7パーセント削減、金融機関の相次ぐ経営破たんなど、公共投資と民間金融という官民の動脈が同時に切断され、道内経済界の危機感は頂点にあります。深刻な不況に加えこれらの影響を直接、あるいは間接的に受けている本町中小企業に対し、町としても、中小企業特別対策融資制度を講じてはと思ひ伺いたいと思っております。

2. 土壌改良対策について

次に土壌改良対策についてお伺いいたします。現在本町における農業整備にあたっては、国営整備事業、道営事業など対策を講じていることは十二分認識しているところであります。

また、今年も春先からの天候不順でたいへん心配されましたが、平年並み近くの出来秋を迎えたことは各種事業の成果とも考えられます。

しかし、管内平均と比較しますと作物によって大きく下回り、また隣町と比較しても収穫量がたいへん少ない結果となっております。

これらの収穫量の少ない要因は、土壌整備によるものと考えられます。今や土壌整備の改良なくして収穫量を高めることはできないと思ひ、町としても、土壌改良推進のため助成対策を講じ、少なくとも管内平均近くまでの農作物の収穫量を確保しなければならないと思ひ、町長の考え方を伺いいたします。

[13番 千葉正博君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長(斉藤敏雄君) まず1点目の企業対策につきましては、ただいま一部、川見議員のご質問にお答えしたとおりであります。千葉議員がご心配のように昨今の経済を取り巻く環境は大変なものがあるわけでありまして。

特に公共投資の抑制、経済不況が今後どのような形で地域に影響を及ぼしてくるか予断を許さない状況にあると考えております。

道におきましては、こうした金融不安を受けて、1.2パーセントの「金融変動緊急対策特別資金」を創設をいたしまして、道内中小企業者の経営安定に資することになっております。

また本町におきましては、既存の中小企業融資制度の融資枠もじゅうぶん確保いたしておりますし、貸付金利も12月5日以降の新規融資に対しましては、2.3パーセントまで引き下げられておりますので、これら両制度によりまして地域需要には対応できるのではないかと判断しておりますのでご理解賜りたいと思ひます。

次に土壌改良対策についてであります。平成9年の作況につきましては、春耕期と8月の記録的な低温、そして降雨のために出来秋が懸念されたところでありまして。一部作物を省きましては平年作に近い、まずまずの作柄となったところでありまして。

これはひとえに、農家の皆様がたの営農に対する日ごろのご努力と関係機関の、ご指導のたまものと深く敬意を表するしだいでありまして。

ただいまご質問ありました、作物によっては、近隣町と比較して収穫量がたいへん少ないというご指摘がございました。今年の西部十勝地区普及センタ-の報告によりまして、てん菜を省いて相対的に反収の大きな開きはないかと考えております。

そこでてん菜につきましては、平成6年作付けまでの10か年の平均反収は、西部三町のちょうど中間に位置にいたしておりましたが、平成7年作付けを境として、他の2町と比較いたしましても10パーセント以上の減収の開きとなっております。

これは当該作物は土壌ペ-ハ-が5.5以上に適する作物でございます。

本町の平成8年度の畑作の土壌分析の結果からペ-ハ-は平均いたしまして、5.1から5.2のところございまして、これは明らかに土壌の酸性化が進んでいる証拠だ

と考えております。

これらにつきましては、近年の農作物の価格低迷のため、農家の皆さんがたが生産コスト低減に努める中でありまして、結果的に土壌改良剤の投入量を控えた結果ではなからうかと推測いたしているところであります。

現在、本町では畜産農家のかたがたには道営草地整備事業を導入いたしてありまして、土壌改良剤は受益者の負担が5パーセントで投入できるようになっております。

畑作農家のかたがたには、国営再編事業を導入しておりますけれども農地造成を行う以外は、土壌改良剤は補助対象外であります。

土壌の酸性矯正は、私は土づくりの基本中の基本だと考えております。本来これらに関しましては、自己の営農上の責任でなされるべきが原則であると思っております。

しかし、前段で申し上げました畜産農家と畑作農家の補助事業のアンバランスを考慮いたしまして、また農協など他の関係機関の支援も前提といたしまして、期間を限定して土壌改良剤の助成対策を検討してみたいと考えております。

いずれにいたしましても、農産物の増収は基本技術の励行の結果でございますので、今後とも引き続き農家の皆さんがたの日ごろの営農努力に期待いたしているところでございます。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 13番、千葉正博君。

13番（千葉正博君） いま町長の答弁の中で、新得町の土壌が5.1から5.2、もっともそのとおりであります。特にここ10年間土壌pHが非常に下がってきていることが伺われております。さきほど、答弁の中でビートについては少ないけれど、他の作物ということでありましたけれども。ビート、それから小麦、小麦については清水からみると50キロの開きがあります。それから、鹿追は、ホクシンとチホクと両方作っているわけなんです。鹿追の平均からみますると、ホクシンからみますると、ホクシン。新得はホクシンばかりですから、それをみますると、82キロの差があると。西部で出しているのは、ホクシンとチホクを混ぜた収穫量ですから、特に同一品種であると非常に収穫量が、収穫量に差があるというのが現状であります。

それで特に農産物の売り上げというのは、さきほど農家経済が厳しいということでありましてけれども、農産物の売り上げ、今年度あたりは約13億と言われております、新得農協。いつときは、20億近い農産物の売り上げがありました。それで昭和54年に新得町の土壌資料によりますと、このころは5.9パーセントの平均pHが、5.9パーセントありました。これはやはり、当時、町としても土壌改良に対する助成対策を講じていたからこれだけの5.9というちょうどいい数字というか、5.5から6ぐらいが土壌pHとしては非常に好まれているわけですがけれども。そのころはやはり、対策を講じているから5.9ということになっております。

この使用量というのは、現在の使用量というのは、昭和30年代前半の水準まで落ち込んでいると思われまます。

特にこの10年ほど、酸性化が進んでいるわけなんですけれども、これには、降水量に影響されるわけですがけれども、水とともに移動する流出といい、年間約10アール当たり5キロから10キロの流出量が推定されております。

更に作物が吸収されるもの、それから最近騒がれている酸性雨、この辺でいう酸性雨

は5.0から5.4ぐらいという酸性雨の状況であって、特に参考までに苫小牧だとか、札幌辺りは4.8というのが年間平均酸性雨の。向こうは降っていると。そういうような事例になっております。今、町長もありましたけれども、とにかくやはり、新得の管内平均まで上げるにはやはり、5.7ぐらいまでもってこなければならぬのかなと。これは清水辺りは、5.7が清水の土壌pHなんです。現在、清水町の平均のpHというのが、ちょうどいい位置にあると、そのように考えております。さきほど、町長も道営草地事業で酪農家は5パーセント負担で事業を実施しているということはやはり、これは土づくり、草づくり、そして更にその結果、生乳の伸び率というものが現在、全道では101パーセントの今年の伸び率ですね。十勝では102.3パーセント。新得はというと、管内はもちろん全道はこれだけ、高い数字伸びているところはないんですけれども、新得は117パーセント。昨年も110パーセント以上の伸び率を示していたわけなんですけれども、この大きな成果というのは、やはり、道営草地事業だとか、町単の草地改良事業と。こういった町として取り入れた成果が、大きく高く評価されるのではなかろうかと。これにはやはり、それぞれ関係機関をはじめ、町長の決断があってこういった事業を取り入れて進まれてきた成果がやはり、物語って大きな乳量の伸び率になっていくのではなかろうかと考えております。

そうしたことで、特に今の畑作の状況を見ると、非常に昔からみると衰退化していると。合わせて、特に土壌改良に対する要請というものをお願いしたいと、このように考えております。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） さきほども申し上げましたわけですけど、土壌改良剤の投入と、あるいは、たい肥の投入というのは、やはり私は、基本的には、農業経営の基本技術であるという認識をもっております。したがって過去にやって土壌pHが5.9ぐらいまで上がったと。そのとおりでありまして、それは過去にも実証済みであります。

そういうことを分かりつつも、なかなか農家経済厳しい状況にあるわけですし、そういうことを勘案いたしまして、一定のあまり長い期間でなくて、ある期間だけを限定してですね、そしてそれにはやはり、農協などそういう生産資材を販売する側の協力も得ながら、両方でタイアップする形で奨励策の一環として、新年度の予算に向けて検討してみたいと考えております。

また、ご指摘ございました本町の酪農家の117パーセントの乳量の伸びというのは全道一とお伺いをいたしております。これはひとえに酪農家の皆さんがたが規模拡大、多頭飼育と、そうした日ごろの牛の使用管理というふうな、いろいろな営農努力が功を奏して、そうした驚異的な伸びを示しているということで私も酪農家の皆さんがたのご努力に対しまして、心から敬意を表する所でございます。

そうした農業者の皆さんがたが意欲をもって経営に打ち込める、そういう施策にこれがあるとすればですね、まずそうした要望にこたえていきたいというふうに思っております。

議長（湯浅 亮君） 暫時、11時10分まで、休憩とさせていただきます。

（宣言 10時54分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣言 11時10分）

議長（湯浅 亮君） 14番、宗像 一君。

[14番 宗像 一君 登壇]

14番（宗像 一君）

1. 狩勝高原遊園地帯の環境整備、活用について

私、また観光の関係でちょっとお伺いさせていただきます。新得町は自然資源に恵まれ、観光の町としてそれぞれの施設整備も望まれるところでもあります。また、木材資源の不安と農業後継者問題など、非常に厳しい現状でありますときに、通り客といいながらも、経済波及効果をいかに上げるかと思ひ、観光客の入り込みに関心を持っているところでございます。

今回、狩勝峠は日本新八景のひとつとして、全国的にも知られ、また狩勝高原整備地帯として予算化もされている狩勝高原遊園地帯についてお伺いしたいと思っております。

狩勝高原園地にはいくつかの施設が設けられ、リゾ-ト企業の滞在、また、体験できる観光地としてのエリアにも含まれた遊園地帯であるわけでございます。

しかし、時代の志向で現在あるゴ-カ-ト、サイクルモノレ-ル施設も利用者が少ないと。また危険箇所もあると。その他維持管理がたいへんであるために、廃止することを考えているようですが、それに替わる施設をどのようなことで考えておられるかと。また、テニスコ-ト、インラインホッケー-場、梅園、文学の散歩道と、水車小屋、アスレチックスなど家族連れのお憩いの場として施設が設けられているわけでございます。

しかし、その周辺の環境整備は決して訪れた人に喜ばれるような状況ではないと思われるのです。またそういう、そちらのほうに向かう入口は奥地の案内看板も見えず、どれだけのかたが認識また利用されているか、施設機能の目的に疑問としております。

緑のふるさと、森林公園として、親しまれる場としての活用を思うとき、もっと価値観のある心のこもった環境整備が果たされるべきでないかと思われてなりません。

就労の場、就労の場の確保、町内の経済波及効果を思うとき、もっと機能の充実、そういった必要性を感じられるわけでございます。狩勝峠は十勝の玄関であります。また新得町の顔であります。自然資源に恵まれた観光のまち、その出入口にあたる狩勝高原地帯の環境整備を含めて、その活用方法をどのように考えておられるかと。

明年よりオ-プンする地域に開かれたダムサホ口湖公園も、観光エリアに入れての積極的な進めを望むところでありますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

[14番 宗像 一君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） ただいまのご質問にお答えをいたします。狩勝高原に設置いたしました遊具は、設置後、相当年数が経過をいたしてありまして、特にサイクルモノレ-ル、ゴーカートにつきましては維持・補修費用がたいへんこう、増高してきている状況にございます。また、利用者も年々減少いたしてありまして、このことは遊具の新鮮さに欠けていることはもちろんであります。近年の多様化したレジャー、娯楽施設、

あるいはその規模というか、スケールメリットというか、そういうようなところに志向していることが要因と考えられるわけであります。

今後、新たな遊具の設置を考えるとすれば、相当規模の投資が必要と考え、更に毎年新しい遊具を設置していかなければならないというふうなことでありまして、この遊具を設置した時点と違っておりまして、現在ではサホロリゾート、またクラブメッドサホロが提供いたしております各種アウトドアスポーツも充実してきておりまして、利用者の様々なニーズに対応できているものと考えております。

更に、パークゴルフ場につきましても、町内に専用のコースが整備された現在、利用者がほとんどいない状況にもございます。

したがって、これらの遊具の設置当初の目的はじゅうぶん達成し得たものと判断をいたしているところであります。

梅園、それから水車小屋等のエリアにおける活用方法についてであります。昭和59年から「緑のふるさと事業」として整備を進めてまいりました。いこいの森をはじめといたしまして、森をテーマにした造成、施設配置をしたものであります。これらは狩勝高原一帯の開発計画に沿ったものでありましたが、ご案内のようにバブル崩壊後開発計画の中断、長引く不況による出控えなどによりまして、入り込み客数が伸びない状況にございます。

今、整備・活用方法、積極的に進めるべきでないかというご質問であります。新規投資ができる状況には町の全体的な状況からみてもそういう状況にはないと考えております。現状を維持しながら情勢の変化を見極めていきたいと考えているところであります。幸い、文学の散歩道等の拡充を図り静的な、静かなですね、エリアとしての方策を研究させていただきながら、今後とも現状の維持管理に万全を期してまいりたいと考えております。

なお、ただいま、ご質問の中にありました案内看板等の問題につきましても、やはり整備がじゅうぶんでなかったと考えております。せっかくおいでになった人が、ロケーションと言いましょか、それ、じゅうぶん堪能していただけるような、そういう案内看板等の整備につきましても検討させていただきたいと考えております。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 14番、宗像 一君。

14番(宗像 一君) 昨年の事業概要をみましたらテニスコートだとか、ゴカート、サイクルモノレール等の半年、5月ですか、オープンして約半年になるわけですが、4,530人と、1日平均約30人ぐらいになりますか。前年対比30パーセントぐらい減していることは確かなんですが、その上の施設そのものはそんなに減っているような状態でないというふうに見ると、相当な入り込み者が入っているんだということが考えられるわけでございます。

そういったためにそれらの施設の後に替わるものはなんなのかということは、はっきりした答弁がなかったように見受けられます。そういったようなことで、それじゃあれを取ったあと、おまえは何をいいと思うかと言われても、私も全くそれに対しては分からないわけでございますけれども、非常にそういったかたちの中では、じゅうぶん認識された対処をやはり考えていかなければいけないんでないかと。場所としてはあそこも非常にいいところだと思うんです。

ならば、とりあえずそういったことでいろいろと検討していくというかたちの中で奥

のほうにある施設をですね、もっと有効に活用する方法をとということでいってみますときに、非常に奥のほうにもさきほどからいう、文学の散歩道だとか、あるいは、炭焼小屋からいろいろあるし、また旧国道沿いの桜、また梅の花なんぞ満開にしたときには、みごとなところでもあります。また梅園の主な事業、今年は収穫がなかったわけですが、非常にそういったことで謝罪の電話をそれぞれのオ - ナ - のかたに入れているということの対応に対して、非常にオ - ナ - の人の評判もよくて、まあ夢を買っているんだから来年に期待するというようなことでも聞いております。

そういったことで企画されたかたがたに私としても、非常に敬意を表するわけでございます。文学の散歩道とって、ありましてあそこも10基ぐらいになったんですか。しかし、行って見るとそんなにほんとうに、何ていうんですか、置かれているというかたちにしか考えられないような気がするんです。

あの遊具施設はアスレチックの下なり、あるいはその水車小屋に行くにしても非常にあそこは暗くてですね、いまにもクマでも出てきそうなような感じも見受けられる。そういった言い過ぎではないと思います。

そういった関係であそこの分は、観光、また農林、教育委員会と非常に幅広い公園であろうと思われま。したがって、奥のほうのもう少し利用するためにですね、明るい環境整備の心遣いと、それを利用されるような活用法というものをもう少し手を加えてもいいのじゃなからうかと思われま。

そして、我々町民の人もですね、ああいう奥にそういったものがあるということが非常に認識が薄いです。

そういったことをこめて、家族連れ、また私どもに来客がきたときにはですね、憩いの場として、堂々と案内できるような公園であってほしいなとそのように思うわけですが、ひとつよろしくそのへんの考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたしたいと思ひます。サホロ高原の、狩勝高原の全体的な利用につきましては、平成3年ごろが総体で1万8千人の人が入られたと。ここをピ - クといたしまして、平成8年度ではそれが3千人の実績でありまして、年々そうした入り込み客が落ちてきている現況にあります。

また、遊具の施設につきましても、ピ - ク時では年間200万程度の使用料が上がりまして、かなり維持管理するうえにおいても有効だったわけですが、それが現在では32万円程度まで減少してきたと。それは利用者の二 - ズに合った中身でないということも一つには言えるのではないかと考えております。

そうしたことのほかに、あそこの全体の管理が過去6年間の平均で528万ほどかけているという状況であります。これから遊具施設を考えるとすれば、やはりさきほど申し上げましたようにいろんなものがそこに集積をされて、じゅうぶん堪能できるというか、満足できるという、やっぱりスケ - ルメリットがどうしても求められてくるわけあります。

そうしたことを考えた場合に今の段階で町がそれにですね、新たな投資をしていける状況にはないのではないかと、このように考えているところであります。

幸しいたしまして、サホロリゾートが加森観光と業務提携をいたしまして、そのことが非常に加森効果といいましようか、上がっているようであります。

バカンス村のほうでは対前年比で30パーセントの伸びと。それからまた、サホロリ

ゾ - トのホテルにつきましても、新たな事業開拓をいたしまして、国内の修学旅行生だとかはもちろんでありますが、台湾のほうからも集客をいたしております、非常にお客さんが伸びている状況にあります。そうした加森観光がせっかく業務提携をいたしまして本町とのかかわりがでてきたわけでありますので、基本的には、狩勝高原全体は静的なエリア、いわゆる静かな場所というかたちの中で、どういう整備が考えられるかというノウハウをですねご指導賜ってみたいと考えております。いずれにいたしましても、ただいまお話しございましたように、奥のほうの施設の利用の面、じゅうぶん案内看板の設置等も含めてじゅうぶんでない点があるかと思っております。

ただ水車小屋付近が暗いというのが私もちょっとあまり実感として持っていないんですが、ある意味では、こう非常に自然が豊かであるという裏返しでもあるのではないかと。したがって私はそういう環境というものは、大事にしていくほうが将来的には魅力が増すのではないかと基本的にはそう思っております。

しかし、現状でじゅうぶんとは考えておりませんので、役場の庁舎内でそれぞれかわる課もございまして、そうした中でその方策については検討させてみたいと思っております。以上で答弁にかえさせていただきます。

議長（湯浅 亮君） 14番、宗像 一君。

14番（宗像 一君） 確かにそういったかたちでは私ども町の財政が分かるときに非常に難しいものがあるわけでございますけれども、非常にサホロリゾ - ト、あそこの人たちの関係だけを考えるんじゃなくしてですね、もう少しやはり町民の皆さんがそういう静かな森林の森へ行くんだというかたちを考えるならば、そしてまた、あそこは非常に狩勝から降りて来てもですね、何かこうほっとして、そこいらでものぞいていきたいなというような気持ちにもなるわけでございます。

第6期の総合計画をみても、遊具施設の更新をする、アスレックス等の施設の更新をすると。また、施設の維持管理の充実を図るということがうたわれておりますけれども、それらを検討委員会でじゅうぶんに検討されて、あの第6期計画の中に載せられたと思うわけでございます。

しかし、ロ - リング方式による見直しと、また諸般の事情ということでなってくわけでございますけど、何とかもっとそういう自然資源をほんとうに生かすということは、あのところはやはり私ども、町民にとっても、本町の特権でなかろうかなと。そしてあそこの周辺、決して行って見ていい感じを受けれる状態でないです。実際に行って見ていただきたいと思うんです。そういうことでひとつ何とか町長の手腕でそういったかたちのもので、みんながやはり気楽に行けるような自然公園にしていただけるよう、ひとつ手腕を期待申し上げ質問を終わらせていただきます。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 私さきほども申し上げましたのは、そうしたこのプロの目というノウハウがあると思うんであります。そういうような知恵をお借りしてですね、どうということが考えられるかというものを参考にしていきたいということをお願いいたします。

財政を先に言ってしまうと話が進まんわけでありまして、やはり置かれている実態というものですね、じゅうぶんお互い認識をしながら、そのうえであまり投資をしないで、より活用度を増すための方策というのが何が考えられるのかというふうな観点で検討したいというのが基本的な考え方でありまして。

サホ口のあまり、いい感じがしないというお話もありましたけれども、どの辺を指されるのかちょっと分かりませんが、あの全体の雄大なロケ - ションというものを大事にしながら、そしてまたそれを使いきるとまでは言えないかと思いますが、可能な限りそれを自然の形で利用するというふうな観点からそうしたプロの目からみただすね、ひとつの処方せんというか、あるいはもしかしてそこに、そちらのほうからも参加をしていただいても何が可能かというふうなことをも含めた検討をしてみたいと。いうふうに考えております。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

[8番 能登 裕 君 登壇]

8番（能登 裕君）

1. ダイオキシン対策にかかる焼却炉廃止について

私は2点についてお伺いをいたします。

1点目はダイオキシン対策にかかる焼却炉廃止についてであります。今年になって突如、文部省よりダイオキシンの発生を防止するため、全国の小中学校に設置している焼却炉廃止の指導通達があり、その結果、徐々にではありますが焼却炉を廃止する自治体が増えてきております。また、そのことにより個人情報の文書の処理方法として、シュレッダ - を使用する学校も増えてきております。しかし、新得町のように新しい焼却場が完成し、ゴミの分別方法も確立している状況下では、シュレッダ - の購入費用を考えるとダイオキシン発生の原因にはならないと思われる個人情報の文書などは、シュレッダ - を使用するよりも、可能な限り現有の焼却炉を使用するほうが得策だと思われま

す。新得町ではどのように対処されるのか、また、ダイオキシン防止に対しては小中学校だけの問題ではないのであります。高校や一般家庭の焼却炉についても、どのように対処されるのか、町長、教育委員長の見解をお伺いいたします。

2. 新得町入学資金貸付制度の利用拡大について

2点目は新得町入学資金貸付制度の利用拡大についてであります。新得町には、入学資金貸付制度がありますが、平成8年度の貸付枠は5人、金額では1人につき、40万円になっております。現在の進学状況をみますと、専門学校への進学希望者が多くなり、新得高校も50パーセントを超える進学率になっております。

学費も高額になってきており、そのうえ、金融不安など最近の急激な社会情勢の変化などを考慮すると、現在の制度の規程を改めて、利用の拡大を図るべきであります。貸付制度の増額、貸付枠の拡大、町内高校生の入学制度貸付資金制度の案内文書などを行い、また、より利用しやすいように、現在2人の保証人を1人に改め、町内の保証人を見つけることが困難な場合は、町外のかたでも認めるぐらいの弾力性をもち、利用の拡大を図るべきだと思っておりますが、教育委員長の見解をお伺いいたします。

[8番 能登 裕 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） 私のほうからは、一般家庭での小型ゴミ焼却炉の関係につきま

してご答弁をさせていただきます。

これにつきましては、従来どおり当分の間、それを使用していきたいと考えておりま

す。このことはせっかく一般家庭の皆さんがたが焼却炉を買われているわけでありまして、また年々増え続けてくるであろうゴミの排出量の抑制と、このことにもつながりますし、またそのことが中間処理施設の運転経費の節減と処理能力の向上を図るためにもですね有益ではないかと考えているところであります。

焼却にあたりましては、これは当然のことではありますが、ダイオキシンの発生源となります塩化ビニール系のゴミを取り除いて焼却していただきますように、強く町民の皆さまがたの理解と協力を求めていきたいと考えております。

学校での焼却炉につきましては、教育委員長のほうからご答弁させていただきます。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 教育委員長、高久教雄君。

[教育委員長 高久教雄君 登壇]

教育委員長(高久教雄君) 能登議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

小中学校におけますゴミ焼却炉につきましては、平成9年7月23日及び10月31日付けで文部省より「ダイオキシン類等の有害物質の排出に対する安全性の確認がされない限りは、原則として廃止」との通知がなされ、その後、11月25日付けで、市町村立学校についても焼却炉は原則としては、使用を取りやめ廃止に向け、取り組むようにとの道教育委員会通知がありました。道立学校においては12月1日から焼却炉を廃止しております。

このため、町教育委員会といたしましても、その対応を検討しているところでございますが、当面、3学期から用紙類、牛乳パック等の燃やせるゴミは、極力、町の回収にのせ焼却処理を行い、学校焼却炉の使用はプライバシーに触れる書類にとどめ、将来的には文部省通知の趣旨を踏まえ、焼却炉の廃止を目指していきたいと考えておるところでございます。

また、学校内におけるゴミの分別を更に徹底するとともに、リサイクルの推進、両面印刷、両面コピー、使用済みの用紙の再利用などによって用紙類やゴミの減量化を図ってまいりたいと思っております。

なお、シュレッダーにつきましては、その必要性について、学校ともじゅうぶん協議しながら判断をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

2点目の新得町入学資金貸付制度の利用拡大についてでございますが、この制度は大学や専門学校への入学に際し、必要とする資金を保護者に貸し付けして、進学の援助を図るために設けており、貸付金額は1件40万円、無利子で10年償還となっております。

過去3年間の貸付実績は、貸付枠5件に対して、平成6年度4件、平成7年度1件、平成8年度5件となっており、平成9年度は貸付枠5件に対し、現在申し込みを受付中でございます。

ご質問の貸付枠は、過去の実績を踏まえ、現行のままで様子を見てみたいと思っておりますけれども、貸付金額につきましては、10年度で引き上げを検討したいと考えております。

また、制度の啓もうにつきましては、町広報紙への掲載のほか、新得高等学校の生徒の保護者あてに制度の案内文書を発送し、周知に努めてまいりたいと存じます。

連帯保証人につきましては、償還金の納付が滞った場合を考えて、現在、町内に在住

するかた2名をつけていただいておりますけれども、制度の簡素化のため、町内に在住のかた1名ということで検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

[教育委員長 高久教雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 8番、能登 裕君。

8番(能登 裕君) 学校の焼却炉の問題なんです、当面できる、可能な限り焼却炉を使っていきたいという趣旨のご答弁だったと思うんですが、私も、それはいいことだと思うんです。例えば、各自治体でシュレッダ - を入れているのは、とにかく秘密文書類をどう保護するかの問題でして、シュレッダ - がいい方法だと私は思います。いい方法だと思いますが、それを入れることによって、シュレッダ - の値段というのがちょっと分りませんが、恐らく数10万円から数万円の差があり、各学校入れるとしても、小中学校入れるとして、8校になるでしょうけれども。金額は大したことないと言われるかもしれませんが、現状にあった、焼却炉を使わなくなると、その焼却炉というのはすぐ傷んでしまうわけですね。使っているからもちわけてして、使わないとすぐ傷んでしまうものなんですよね。その撤去費用とか、例えば各、ある学校ではですね、家庭科の授業をして、オ - プンかなんかを入れるだけで、ヒュ - ズ、ブレ - カ - が落ちてしまうような状況下の学校もあります。そのうえにシュレッダ - を入れてしまいますと、バタツとまた、あれ電動ですから、落ちる可能性がある。そうすると学校全体ですね、アンペアアップを考えなければならんということになります。

それとですね、私はかなりの数のシュレッダ - を入れなくてもいいというのはですね、そういうお金があるんであれば、少しでも子どものために使ってやればいいんでないかと。各学校ではですね、10万、20万の予算が足りないんだと。それがほしいんだと、いう要望が非常に多い。そういうことを考えますとね、それは学校も行政も努力することによってですね、その費用を子どもたちにほんとうに必要なものを購入してやるほうが私は有意義だなと。さきほど町長の答弁もありましたように、一般では可能な限りダイオキシンが発生しないものであれば、家庭の一般ゴミで燃やすと。そういう答弁をされているんでありますし、これは国の通達でありますから、どれほどやれるかというのは私には分りませんがね、そういう努力のすることによって、少しでも子どものために使えるものにやるほうが得策ではないかと、そういうことであります。

それとですね、入学資金貸付制度ですが、たいへんご理解を得られて喜んでいるわけですが、ただ、貸付枠ですが昨年の例をみますと、5人枠に5人全部貸し付けされているわけですね。順に増えていくと思う。いろんなかたの意見、質問もありますけれども、この社会情勢、実際には困るのは中小企業者だけではないわけですし、生活していくうえで一番いじくる時期というのは、やっぱり子どもが学校に行く時期なはずなんですよね、生活の中で考えますと。そういう面を考えますとね、私は枠を広げても別に不思議ではないんじゃないかと。別に少なければ別に貸し出すことはないわけですから。枠は取っても枠を全部消化しなさいということではないわけですから。枠を決めてしまうとオ - バ - しちゃうと決めてしまうとね、貸していただく、借りたいかたもですね、借りれない状況を作ってしまうわけですから。これはですね、ちょっとこれから考える必要があるんでないかと。そうでなければ中小企業とか、そういうものに全然困るわけじゃない。本当に子どもに教育をしたいというかたがですね、困るわけですから。それと、枠を増やしても過去の例をみますとですね、償還、償還に関してですね、保証人に迷惑

をかけた例とか聞きますけれども。それもきちんと返してますから。非常にこう償還がうまくいっている制度であります。だからですね、もっと身近な町民に対して身近な教育委員会でありますから、そういうもっと弾力性をもったですね、制度の改革というのをお願いしたいと、そういうことであります。

議長（湯浅 亮君） 教育長、阿部靖博君。

教育長（阿部靖博君） お答えをいたします。まず、シュレッダ - の関係でございますけれども、委員長からも答弁申し上げましたとおり、必要性をどの程度考えるかということも、じゅうぶんですかね考えたうえで判断をしていきたいというふうに考えています。学校の話聞きますと、今、お話しにあるような書類ミスがけっこうあるということでございますけれども、できるだけ使わない方法もありますし、基本的にそれよりもっと不足する教材面とかですね、そういったかたちに向けるとということも方法としては考えられることなのかなというふうに思っております。ただ、今の通達の内容、いずれは廃止をせざるを得ないということになるかと思えます。したがって、私どもの段階的にですね、周辺の状況等も考えながら対応していきたいなということで。町のいろんな政策上の整合性の問題もございますので、対応、そんなかたちで対応してまいりたいと思っております。

それから、入学資金、おかげをもちましてたいへん利用が最近増えてきてるわけありますけれども、額面につきましては、新年度から検討を加えたいということでございます。

また、今、お話し、枠のお話しがあったわけありますけれども、過去におきましてですね、枠より増えた場合、審議会の委員さんのご意見もいただきながら判断してきているわけですが、過去にも6人になったときにつきましては、補正をするというようなかたちで対応してきてますので、いよいよ希望があってですね上回る場合についてはそういったかたちで、12月以降の段階になりますけれども、申し込み状況に合わせて判断をして補正をすると。そのような対応も考えてまいりたいと思っております。ご理解いただきたいと思えます。

議長（湯浅 亮君） 若干、時間にロスになるかと思いますがここで休憩をさせていただきます。1時からとさせていただきます。

（宣告 11時49分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 13時02分）

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

[7番 石本 洋 君 登壇]

7番（石本 洋君）

1. 水問題について

今回は、新得町の水に関連する問題について何点かご質問したいと存じます。

まず、新得浄水場の給水能力のことです。近年屈足地区下水道の普及、新得地区世帯増加など水の使用量が増加する傾向にあります。また、畜産試験場の拡充、整形外科医院、ジェイ・ウェイの進出など、水を使う要素が増える見込みでもあります。

かつて、新得町の浄水場の使用水量の不足に備えて、浄水場の上部に浄水場の増設、あるいは新得畜産試験場の奥地に新たな取水地の造成など、話題として提供されたことがあります。

現在、この問題については、静かなものがありますが、新得浄水場の給水能力について、現状はどのようになっているか、お伺いしたいと存じます。

また、現在の取水地が新得畜産試験場放牧地と隣接していることから、放牧牛の汚水が流れ込んでいないかどうか心配している向きもありますので、その点も明らかにしていただきたいと存じます。

次に農業経営上、水の給排水はたいせつなものがあります。美蔓ダムの建設により、この問題が解決されるものと大きな期待をもっているんですが、昨今の財政構造改革の流れの中であって、今回、農水省は全国15のダムについて建設中止の方針を固め、更にこれ以外にも中止できないかどうか詰めを急いでいるとのことあります。

美蔓ダムがどのようになるか予断はできませんが、仮に中止となることがあれば、農業用水だけでなく、新得町の行政全般に悪影響があると考えられます。

美蔓ダムの建設計画の進行状況についてお伺いしたいと存じます。

次にトムラウシ地区の使用水道についてお伺いいたします。飲料水道ですね。

トムラウシ地区の飲料水道についてはかねてから水質汚濁、断水などが起き、地域住民を悩ませているところがございますが、本年500万円ほどをかけ、修理をし、とりあえず飲めるようになったとのことあります。しかし、夏場の時期がどのようになるか不安を持っていることも事実でじゅうぶんな監視が必要と存じます。

また、塩素の注入装置、凝固槽などの問題もあり、学校管理の現状ではじゅうぶんに対処できないとのことあります。

もともと学校の給水ということで始まったとのことありますが、現状は地域のかたがたの重要な生活水となっております。このような中、管理を学校でというものは無理なものがあると存じます。民間に委託できる道はないかどうかご検討をいただきたいのであります。

町長のお考えをお聞かせください。

次に新屈足地区の飲料水道についてお伺いいたします。

新屈足の飲料水については、現在、鹿追町の簡易水道から給水を受けております。

しかし、施設以来、20年以上を経過し給水管もアスベストを使っている旧式のものであります。ご承知のとおりアスベストはガン誘発のおそれありと使用禁止になっているものであります。

早晚、施設の改善、あるいは供給停止とならないとはいえません。

長年にわたり、給水を受けてきたという隣町のよしみから、ある日突然にとはならないにしても、対策が後手、後手とならないようにじゅうぶんなる措置を講じていただきたいものであります。

町長の所信をお伺いいたします。以上です。

[7 番 石本 洋 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） ただいまのご質問にお答えをいたします。水問題についての第 1 点目の新得浄水場の給水能力の現状についてでございますが、上水道施設は供用開始から 31 年を経過いたしております、維持管理にはそうした意味では最善の注意を払っているところであります。

水源地は、佐幌川支流パンケシントク川 9 号川右岸より取水いたしております、取水許可量は 1 千 6 8 3 m³であります。

平常時の給水には支障はないのでありますが、晴天が続くときやプールの給水時等、短期間に使用量が多くなるときに浄水場の運転が難しい状況になる場合がございます。

今後、多量の水を継続的に使用する施設が多くなりますと、厳しい状況になると考えておりますので、利用者に対し節水の協力もお願いしているところであります。

また、水質についてでございますが、水質の悪化が生じないよう対策を講じているところであります。特に、ご指摘ありました畜産試験場に対しましては、集水区域内の家畜の放牧をしないように要請をいたしましてご協力をいただいているところであります。

営農用水道・簡易水道につきましても、原水の管理と浄水場の管理にじゅうぶんの注意を払っているところであります。

また、水不足に対応する新たな水源の確保が急務となっておりますので、その準備作業に入っているところであります。

次に国営かんがい排水美蔓ダムの建設計画の進捗状況についてであります、この事業の関係町村は、新得、鹿追、清水、芽室、音更の 5 町であります。総事業費は 570 億円の予定であります。この事業につきましては、長年にわたりまして運動を続けてきた一大プロジェクトの事業でありまして、おかげさまで第 1 期工事は平成 5 年から着工いたしております。事業費、現在までに 103 億円を費やしまして、平成 13 年度で終了の予定であります。

現在のところ排水路工事で全体の事業費に対しまして、26.7 パーセントの進捗率であります。ダムの本格的な着手は平成 13 年度以降でありまして、今のところ 10 年余りの工事期間を経て完成する予定となっております。

次に新屈足地区の給水の現状でございますが、新屈足地区には、水道の水源となる場所がありませんので、鹿追町高台地区簡易水道より給水をしていただいております。現在 12 戸に、1 日 23 m³の給水を受けておりまして、新屈足地区の水需要にはじゅうぶん対応できていると考えております。また、配水管の石綿セメント管でございますが、現在新屈足地区の約 42 パーセントが石綿管で敷設をされております。鹿追町より分水された以降の配水管は町が設置をいたしまして、維持管理をしているところであります。敷設されている石綿管の状態も、土質がたいへんよいところでありまして、そのために

腐食等も現在のところ全くない状態でありますので、当分の間とりあえず使っていただけるのではないかと考えております。

石綿管の問題については、将来に向かっては年次計画的にそれを回収していくという基本的な考え方を持っておりますので、したがって新屈足地区の石綿管の状態を勘案しながら、必要な時期にそれを直していかなければならないと考えております。

3点目のトムラウシ地区の水質の劣化とその対策についてでございますが、当初、給水の目的は学校の教員住宅の自家用水道であったわけであります。その後、給水エリアが広がりまして、水量や水質の確保のため改修や機械設備をしてきたところでありますが、機械の故障等によりまして不便をかけた実態がございます。

したがって、本年度は故障のないように機械位置を変え、改善を図ったところであります。12月1日現在の水質の検査結果では、飲用水の基準値以内の状況で、安全な水となって利用されております。また、施設の管理につきましては、現在学校にお願いしているところでございます。給水施設は事故や故障が起こらないようにしなければなりませんので、定期的巡回等実施しなければなりません。また可能であれば委託等を含めて管理の方法を検討してまいりたいと考えております。

今後とも安定供給を目指すために抜本的な方策を検討し改善していきたいと考えております。

なお、ただいま石本議員からご質問のありました3か所の水の問題については、本町では長年にわたりいろいろな面で苦勞している事項であります。しかし、基本的には町民の生活用水でありますので、何とか抜本的な改善、できるところからですね、具体的に進めていく必要があるとこのように考えております。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 7番、石本 洋君。

7番(石本 洋君) できるだけインパクトのある再質問と考えておりましたが、それはそれとしておいとしまして、トムラウシ地区の飲料水の関係でいきますと、12月1日に完成と、というようなことで、今ご報告がありましたように飲料水として使用されているわけでありますが、ただ現地の人たちが心配することは、今までの経験を踏まえて夏場の時期にですね、水が不足するであろうという心配をお持ちのようであります。その第1の問題点はですね、取水をする場所の取水槽ですか、それが非常に小さいよと。だから、大雨が降る、長雨だよといったときにその汚れた、濁った水がたまるわけですね、それがストレートに給水に入ってくると、いったようなことが心配されているようなんですね。

そしてもう1つは、要するにさきほどの質問の中にも触れましたように、凝固槽だとか、それから塩素の注入装置ですね。そういったものが現在も確か設備されていないようなんですよ。そのようなことで、自動的にですねそれが注入されるような装置が必要ではなからうかなと、いうふうにこう考えてお話しする。

それとですね、これはトムラウシ地区将来的なもんで水というのは生活用水でございますので、その場所の水というのが例えば山村留学で全国からおいでになるかたがたの健康にも影響するだろうと。

お話しを伺うと山村留学でおいでになったかたの中で体を悪くして帰られたという人がいるそうなんです、それが水によるかどうか別としてですね、水と言われればそれ

までになっちゃうわけなんです。ですから、やはり基本的に水をきれいなものに、こうしていくということが必要でないのかと、こう思います。

そういう意味で何か、まず水を基本的に解決をしないとなんぼ山村留学を言われてもですね、山村留学の姿勢に腰が入っていないと、いうふうにも考えられるわけです。と同時にこういった水問題を解決しないといかにトムラウシ地区振興を叫んでもですね、やはり、身の入ったトムラウシ振興とは言えないと、こういうふうに思います、いかがでしょう。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） トムラウシ学校周辺の水問題につきましては、石本議員もご承知かと思いますが、私の記憶でもですね、あれは、あの場所に学校できたときからの実は懸案の課題でありまして、それだけ水源の確保が難しい地域であると。その結果といたしまして、やっぱりときたまですね、故障によって水が出なかったことがございまして、その折には下から水槽で上げると、いうふうなことで、やはりご不便をおかけしたことは間違いないわけでありまして。そうしたことが起こらないように、この間もいろいろお金をかけて整備をしてきたつもりなんですけれども、やはりまだちょっと根本的な部分での課題があるからたぶんそうなるんではないかと思っております。

ただいまお話しの中で、メッキですとか、塩素のそれをしていないのではないかとということでもありますけれども、これは手の作業になりますけれども、この装置はきちんと付けておりまして、その水管理はじゅうぶんできていると考えております。

今、そうしたものを地帯からも私もお話しをなにか聞いておりますので、もうちょっと、この専門家というのでしょうか、コンサルを入れるなりですね、そして、どこに大きな課題があるのか、そして何をどういうふうに改善すれば解決するのか、そのコンサルの指導をまず受けてみたいと思っております。そのうえで必要な手立てを講じていきたいと。

根幹的にあそこに学校ができたときからの、この水源の問題でありますので、ほんとうに長いこと引きずっている問題であります。したがってそこがどうしてもだめだとすれば、新たな水源というものをですね別に見つけなければあの地域は根本的に解決しないのかですね、コンサルの指導を受けたうえで、技術的な面、あるいは財政的な面を含めてじゅうぶん検討してみたいというふうに思っております。

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） コンサルタントの意見を聞いて対策を立てるとこういうことでございますので大いに期待をしたいと思っております。ただですね、現地の人たちはですね、やはり夏場でひどい臭いがするときには飲料は絶対、飲料は絶対使わないでくださいと。こういったようなことを言ってますし、体調を崩した原因ではないかと疑う結果となる場合もありましたと、こういうことですね。ですから、たいへん心配をされているということは事実ですね。それで今お話しあった将来考えるということですから、今の水源地でいくとできるだけ取水というか沈殿槽というものがもう少し大きくしてもらおうような努力ができないのか。水の量は確かにまだ余裕があるような話なんですけど、要するに、どんときたときに汚れた水がばあんと吹き上がるようになっちゃうところに問題点があるなという気がするんですね。

それからですね、管理の問題ですよね、管理が学校でこうやっているんですけども、学校の先生が授業中にですね、水が止まったよといって、飛んでいくとなると今度は教

育のほうがおろそかになってくるといったようなかたちで、将来的にねやはり委託できる道をこう考えてもらいたいなというような気がするわけですね。これ、3回目でしたね、これ僕ね。それで最後にお話ししておきたいわけなんです、この質問の中でまだ触れたいことがありました。けども触れるのはやめます。ということのひとつどういふことに触れたいということがお分りだと思いますので、ひとつ、私に意のあるところをくんでいただいて強力なる対策をひとつお願いをしたいものだなというふうにご考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 今までずっと、トムラウシの水対策について対応してきたのは、それなりに私も抱えている技術屋が現場を把握したうえで、その対策を取ってきたと。しかし、結果として取水槽が小さいのではないかと、それは技術の根本にかかわる話でありまして、そうした面でそういう対応のしかたが必ずしも良かったのかどうかという課題が残る気がいたします。いずれにしても、コンサルを入れて専門的な立場から地域の将来の恒久的な対応のために何をどうすればいいかというコンサルを受けたいと思っております。したがってその結果が出ればそれに基づいて、やはり将来に向かった改善策を講じていきたいとそのように思っております。

なお、参考までであります、一般的に水の供給は水道の使用料ということになるんですけど、あの地域については特殊な地域だと、いうふうなことで、電気代の実費程度しかいただかないで、供給を続けているという状況でございます。

それから、後段にありました、その他の地域での水問題、今、緊急を要する問題があるかどうか、ちょっと私、承知できておりませんが、あの地域に供給する水道としては、現段階では、じゅうぶん確保されているとお伺いをいたしております。基本的にその水の絶対量が足りなくなったときにどうするかということが、私はむしろ心配な問題だろうと思っております。

それは、そういった事態が生じた場合には、それはやっぱり町の責任でそれは解決をしていかなければならないという事態も生じるかと思っております。

そうした将来的なことは予測できないわけでありましてけれども、必要な手立ては講じていきたいというふうにご思っております。

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

[2 番 菊 地 康 雄 君 登 壇]

2番（菊地康雄君）

1．家畜ふん尿の処理について

3点についてご質問いたします。まず1点目は家畜のふん尿の処理についてということとあります。ダイオキシンによる環境汚染が問題となり、新規の計画では焼却量が1日100トン以上、24時間連続運転と。過酷な条件になり、廃棄物中間処理施設の建設が大きく規制されたのがご承知のとおりで、断念せざるを得ない町村も多数でているようです。タイミングよく、新得町では既に稼働を始め、一般ゴミについては、約20年という耐用年数期間の間は心配しなくても済むとのこととあります。

しかし、反面、農業廃棄物、特に家畜のふん尿については河川や地下水の汚染につながり、心配が高まるばかりであります。さきほども、町長の答弁の中に新得町の乳牛出荷量の伸び率が全道一というふうなお話しもありましたけれども、特にその結果がでて

るふん尿について、心配は高まるばかりであります。時代の要請である環境保護とリサイクルの観点から、デンマ - クの例などのように家畜のふん尿を肥料や燃料に活用することなどは不可能でしょうか。ぜひ、新しい取り組みについてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思ひます。

2 . 滞在型観光の取り組みについて

2 点目に滞在型観光の取り組みについてということでありまひす。トムラウシ地区の山村留学も地元の熱意と町の努力により、軌道に乗りつつありますがそこで聞かれる声は親子とも一様に自然の中での生活のすばらしさのようでありまひす。

また、レディースファ - ムスク - ルの修了生の町内定着率の高さも地域の前向きな受け入れ体制と環境のよさ、あるいは交通の便のよさなどがあるからではないでしょうか。

空知地区においては、1 年契約の滞在型農園の人気が高いとの報道がありました。新得町でも観光の新しい形態として、挑戦するということはいかがでしょうか。

例えばコテ - ジを造り、別荘のような形で1 年間に数1 0 万円という契約で貸し出し、借り主にはそばや野菜の栽培や収穫、そば打ち、自然探索や登山、スキ - 、スケ - トなどの体験をしながら新得のよさを認識してもらひ、口コミでまた宣伝してもらひ。このような滞在型観光の取り組みは短期の滞在でもあるファ - ムイン、それから観光における、現状の観光におけるすき間を埋めるという意味で多様なニ - ズにこたえる相乗効果をもたらすのではないのでしょうか。新しい発想を取り入れて展開する観光対策の取り組みについてお伺ひいたしまひす。

3 . 広域事務の取り組みについて

3 点目は広域事務の取り組みについてということでありまひす。ゴミ処理の広域での取り組みについては、平成2 年に清水町、そして平成9 年には新得町ということ、この広域の取り組みについてのタイミングを逃した感がないわけでもありませんが、今後介護保険の被保険者認定事務、あるいは農業系廃棄物の処理などで、西十勝の町村で協力し合う広域処理の必要性を感じておりまひす。

広域事務の今後の在り方についての町長の見解をお伺ひしたいと思ひまひす。以上よろしくお願ひしまひす。

[2 番 菊 地 康 雄 君 降 壇]

議長 (湯 浅 亮 君) 町長、斉藤敏雄君。

[町 長 斉 藤 敏 雄 君 登 壇]

町長 (斉藤敏雄君) ただいまのご質問にお答えをいたしまひす。

家畜ふん尿汚染の防止のために、それらを肥料あるいは、燃料に有効活用できないかということ、特にデンマ - クという特定の国名で、今、お話しがございました。その内容を調べさせていただきまひすところ、この施設は、バイオガスプラントと言われているものようでありまひす。

本年1 1 月に十勝の農業関係者を中心に北欧の調査訪問をいたした際に、その報告書の中に、報告書はシリ - ズで新聞に掲載されたものの一つであるかと考えておりまひす。

当該施設は、国のエネルギー、また環境保全の一大政策として設置されたものと言われれておりまひす、ここでは7 5 戸の養豚農家がプラント組合を結成いたしまひす、事業主体となる地方自治体から7 割の借入金を受け、残り3 割を国が国庫補助で約6 億円で設置されたものでございまひす。

事業内容は、いわゆる豚ふんとそのほかの廃棄物を混合させまして、熱交換器によりエネルギーに変換し、また加熱した残さ物を肥料として地域に供給するものでございます。

実際面といたしましては、発生するガス、電力は通常より倍のコストがかかりまして、その差額を国が補てんしているようでありまして、施設はまだ試験期間中のようであります。

これらのシステムを本町におきかえて、実現可能かどうかということになりますが、一つには、家畜ふん尿の種類がございます。豚ふんは雑食性のために、メタンガス濃度が非常に高い性質を持っておりますが、本町での飼料は牛でございます。牛ふんはそれに比べて草食性のために、ガス濃度は豚ふんに比較して極めて低いといわれております。そうした中でその建設費であります、プラント一式、輸入ものでございますので日本に持ち込みますと現地価格の倍以上の費用がかかるようでありまして、維持コストも現段階ではどうかということが問題になっております。

以上のようなことを総合してみますと、国の一大政策として建設費から維持管理までの援助がなければ、一つの自治体で設置することは極めて難しいと、これについては判断をいたしております。

今後、更に技術革新が進みまして実現の可能性が出てくる場合におきましては、西部十勝等、広域的な活用で取り組む方向を考えていきたいと思っております。

家畜のふん尿処理は大きな課題でありますので、したがって新たな畜産環境事業の導入も必要であります。引き続き町独自の奨励補助も併用しながら、これからの家畜ふん尿防止にじゅうぶん配慮をいたしていきたいと考えているところであります。

2点目の滞在型観光の取り組みについてであります。最近観光の形態といたしましては、見学型から体験型に変化をしてきております。

また、自然との出会いや、休暇を自由な空間で過ごしたいというふうなテーマが都市生活者に特に好まれておりまして、サホロリゾートでの客層にも近年変化の兆しが現われてきておりますし、各地におけるファームインや体験農場などの台頭もその傾向が伺えるところであります。

そうした傾向から本町における新たな観光形態としての取り組みについてのご提案をいただいたわけでありまして、今後、本町の持つ自然、産業を生かしながら、さまざまな体験ができる施設整備が求められてくるものと考えております。

都市生活者と農山村の交流も本町にとって必要なことでありまして、これらの交流を通じて地域活性化が図られるよう事業を推進していきたいと考えております。

今、新たな整備計画の内容、機能、運営、財源対策等の検討をいたしておりますが、ご質問のご趣旨を生かし、プランを少し時間がかかるかもしれませんが、まとめていきたいと考えております。

次に広域行政の取り組みについてであります。広域事務の在り方につきましては、かねてからこの議会でもご指摘をいただいているところでありまして、この間、広域で推進することが望ましい事務事業につきまして、検討を重ね取り進めてきたところであります。

現況を申し上げますと、十勝圏複合事務組合における高等看護学院や教職員研修センター、伝染病等の事務、し尿処理場を担当いたします西十勝環境衛生組合、あるいはま

た、消防事務を処理いたします西十勝消防組合、更には全道規模では非常勤職員の消防職員の災害補償事務を行う北海道市町村総合事務組合、あるいは、市町村職員退職手当組合等に加入をいたしまして、事務の効率化を図っているところであります。

ご質問のありました介護保険制度における介護保険認定審査会につきましては、各自治体が設置いたしますが、単独設置が困難な場合については複数の自治体による共同設置も認められているところであります。

介護保険法は今年9日の成立を受けて、十勝支庁を窓口にいたしまして、管内町村による介護保険制度推進協議会がこの12月15日にスタートしたばかりであります。制度の実施に向けて準備作業が始まったわけで、そうした課題も含めてこの協議会の中で検討を進めていきたいと思っております。

また、農業系の廃棄物の広域処理の取り組みでありますけれども、これにつきましては、当初西部3町で施設を設置すべく協議を重ねてまいりましたけれども、ダイオキシンの規制のガイドラインの設定段階で西部3町だけでの設置はこれらをクリアーするために各町の負担があまりにも多すぎまして、当面各町がそれぞれの対策を進めていくことになったわけでありまして、このため、本町におきましても、平成10年度の予算に向けまして各農家の塩化ビニール系等の農業廃棄物を帯広の専門業者に委託処理すべく助成制度を検討いたしているところであります。

今後とも行財政の推進にあたりましては、共同で広域的に処理することがより、有効かつ効果が発揮されるものについては、近隣町村、あるいは管内市町村との連携を取りながらより積極的にそれを取り進めていきたいと考えております。

また、ゴミの広域化につきましては、ただいまご質問ありましたけれども、3町のそれぞれの地域の事情というふうなこともございまして、清水、鹿追、新得の焼却炉の建設年次がそれぞれ足並みが、結果としてそろわなかったわけでありまして、平成5年度の本町の焼却施設の基本設計の策定時には既に、清水も、鹿追も単独に進めてきていたわけでありまして、しかし、今日的な状況を考えた場合、結果として広域的な取り組みが必要であったと考えているところであります。なお、現在十勝管内、20市町村が将来的にはゴミ処理の一本化を目指した広域化をめどに事業会議、あるいは担当者で広域化の視点で検討いたしているところであります。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） この家畜のふん尿の処理についてこう、常々懸案事項でありまして、特に今まで何回も質問しているわけですがけれども、十勝川の最上流部の町村としての義務として、ほかの地域に先駆けた取り組みが必要でないかなと常々思っているわけです。この新しいバイオガスプラントの導入ということでも、既に導入しているものをそっくり持つてくることでは経費がかかりすぎるというお話ですので。ただ、現在アメリカなんかでもよく言われておりますのは、日本の技術力というのは、やはり世界的に見ても数段、先を行っているとの評価があるようであります。

特に今不況感というのは、金融関係を中心にしての不況感でありまして、この技術においては、まだまだ世界のどの国も追いつけない技術を持っているということですので。

例えばですね、広域化ということも視野の中に入れて、道ないしは国といっしょにそれを推し進めて独自のもっと手軽な安い施設を模索していくということへの取り組みの姿勢というのが必ず必要になってくると思っておりますので、その辺今後の対応をよろしくお

願いたいと思います。

それから、滞在型の観光ということで、今、前向きにお話しがあるようであります。トムラウシ地区でも新しい取り組みということでいろいろ陳情も出ているようですけれども、そういう中に組み込んでいただくのも一つでしょうし、それから、今まで滞在型の観光というと、短期でみえられるかたがほとんどだと思っわけです。

それも一つ重要なことで今後も続けていっていただければならないんですけども、この空知地区で行われて、たいへんこの人気が高い滞在型の農園というのは1年契約というところがひとつ今までと違うところなのかなという気がして頭の中に残っているわけですけども、この今ままである短期の滞在とともに、この長期の滞在ということで新得のよさを体験していただく。例えば、これがですね、コテージを建てることいいことなのか。あるいは農家の空き家を改造して、そこを年間契約することがいいことなのか。そのへんはいろいろ経費もありますでしょうから、今、ここではよく分りませんけれども、なんらかの形で定期的に家族で来ていただくとか、友達同士とか、いろいろなことがあると思っわけですけども。そのような形で、例えば準町民というのでしょうか、そんなかたちでの取り組みなんかをされると、またひとつ今までとは違う、そのすき間の観光というところでおもしろさが出てくるのかなという気がしております。

それから、今後、サホ口のキャンプ場の管理の面ではどのようになるかということで、全体が町にその管理を任せられると、それに対するその予算というのも特別大きくかかるわけですし、この長期型の滞在とこのキャンプ場の結びつけかたですとか、それから新規に取り組んでいただきたいと思っている果樹栽培、今、梅園のオナ制度というのものもあるようですけれども、これをもう少し拡大して、このオナをぜひ長期滞在と結びつけたものにしていけばより可能性のあるものになるのではないかなと思っておりますけどもいかがでしょうか。

それから広域事務ということで、今まで取り組んでおられる中のほかで、今後、新規に取り組んでいただきたいものとして、この農業廃棄物だとか、その介護保険に関する広域事務ということでお話ししたんですけれども、この中でですね、さきほども、地力の増進ということで、どこまでが町の責任でどこまでが個人の責任なのかという、たいへん難しいお話しもありましたけれども、例えば野菜作りひとつをとってみてもですね、例えば野沢菜でいいますと、最初は新得地区で栽培されていたものがだんだんドーナツ化になって、新得町内で少なくなって、周辺の町村の農家からの仕入れ量が多くなってきたという話も伺うわけです。その地力の問題なのか、個人の能力の問題なのか、あるいは1軒当たりの利益対策の問題なのか詳しいことはよく分りませんけれども、もし、技術に差があるということであればですね、地力の増進も含めて、この広域化ということでぜひ、周辺のそういう新しい技術を導入できるような広域的なものも必要かなと思っわけです。

反面ですね、競争ということもありますので、簡単にそのノウハウを教え合うなんてこともできないのかもしれないけれども、これは普段のお付き合いそのものが出てくる部分だと思いますので、ぜひ可能性のあるものは広域で取り組めるような余地といいますか、交流というものを常々持っていただきたいと思っわけです。

その点からいいますとほかの質問とこう重ね合わせられるところあるんですけども、例えば、新得町の新しく稼働した焼却施設ですけども、お話しを聞きますと現在の1日当たりの焼却量は、最初の計画段階で計画した平成15年の焼却量に等しいというよ

うなことです。もし、今後、新得にいい話もたくさんありますので人口減がこの辺で止まって、少しずつ増加をしていくとすれば、早晚この12トンという数字も危険な数字になってくるわけですね。そのためにどのような減量の仕方があるか。あるいは、その減量が効果があっても喜ばれてきたとすれば、またほかの地域のゴミも受け入れてその広域化に、こう前進する姿勢を見せられるのではないのかなというような、甘い考えを持っているんですけれども、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それから、広域化の中でこの最初の質問の中にはなかったんですけれども、例えば、高校の問題もあります。今回、第一次の募集内容というのがこの間、発表、募集、応募結果が発表されたようなんですけれども、新得が45人でしたか。それから周辺地区が30人台ということで、これは振興会をつくって新得でも1千万を超える、バックアップをしているわけですね。ただ鹿追の例を見てもただ予算をつぎ込めば例年どおり同じ人数がくるという確約がないということも今年の状況ではっきりわかりましたし、かといって新得の振興会に対する予算の使い方がですね、例えば、今度の新年度の一年生が28人になり、それから平成9年度の3月末現在の出生数が40人であるという現状をみたときに、早晚、新得高校の間口も一間口になることも目に見えていますよね。小学校も一間口。それに伴って中学校も一間口と。各学年一間口になれば、当然各高校が同じような状態で、これもやっぱり広域化、なんとかしなければならぬ状況が必ずやってくると思うわけです。その意味でも今からどういう対策が必要なのか、これも広域の事務のひとつではないかなと思いますし、ヘルパ - 制度あるいは訪問看護、この介護保険に絡む、それ以外の広域化という問題もありますので、ぜひ一つひとつ具体的なことを考えて取り組んでいただける姿勢をみせていただきたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） たいへん中身の濃い質問でありますので、取りこぼしする部分もあるかと思いますが、お答えさせていただきます。

ふん尿処理の問題というのは、今ご指摘ありましたように非常に大きな問題であります。今、地球規模での環境汚染ということが世界的な共通のテーマになっているわけでありまして、そうした観点からもやはりふん尿処理に対する取り組みというものが非常にたいせつであります。ふん尿処理を考える場合に基本的には農家は個人経営であります。よってそれぞれにふん尿処理施設を設置をしなければ、この問題が解決しないわけでありまして、反面、そのふん尿処理施設をかなり高いものでありまして、施設としてもなかなかストレ - トに所得に結びついていかないという側面もございます。

それだけに国や道といたしましても、高率の補助金でこれを奨励していくというふうな努力をしていただいておりますし、また町もそれに呼応をいたしまして農家負担を少しでも安くなるような方策を講じながら今日まで進めてきているところであります。

しかし、そうした誘導策が効きすぎまして、非常にこの、今、そういう有利な制度があるうちに一挙に整備をしたいというのが全道的にたくさん出てきておりまして、これも非常に好ましいことでもあります。

しかし、補助金の制度がついていかないという、たいへん残念な結果もあるわけでありまして、今後ともそうした予算の確保の面で、国なり道なりに働きかけをしていかないとなかなか解決をしていかないのではないかと。

これは、さきほどデンマ - クの例にあったような形にうまく置き換えて処理対策とい

うものが進めれるかどうか、ここはまた、いろいろな検討が必要だと思っております。

当面、やっぱり施設による整備で環境問題をクリアしていかなければならないのかなど。そしてまた、福祉的に、そういう新しい手法も講じながら将来的な対応が考えられるかと。そのように検討していかなければならないかと考えております。

また、トムラウシの振興策との絡みで、滞在型の菜園、あるいはコテ - ジというふうなお話しがございました。とき、たまたま、トムラウシ地域の、地域が全体としてそういう地域振興の核とすべく新しい施設について、地帯の皆さんがたがいろんな角度から検討をいたしております。

ちょうど国のほうでも新しい制度ができて、そうした中でそうした事業を取り組むことができないかということで検討をいたしております。ただいま、菊地議員からお話しのあったようないろんな形で地域のおかれている条件を活用したり、そして中、長期的な滞在の観光、体系を目指したいと、いうふうなソフトの面をこれから詰めてみたいと思っております。

そこでトムラウシと考えた場合に、シカの問題も実はあるわけでありまして、そうした面もじゅうぶん考えながら、トムラウシに照準を合わせた場合にどういうことが考えられるかと、いうふうな中身の詰めをしながら、できるだけそうした新しい取り組み、あるいはまたすき間の取り組みというか、そういうことを通して地域振興に資していきたいと。そこに地域の特産物なり、加工品なりいろいろなものも組み合わせるのではないかと考えているところであります。

それからサホロダムの管理にかかわってのお話があったかと思いますが、今まだ管理の最終的な結論は土現側と協議中であります。当初の段階では町のほうで管理をするようにということで出発はいたしておりますけれども、しかしそれにしてもあまり多額の金がかかりすぎますので、あらためて土現側と協議を進めておりまして、何とかお互いに負担しあえる方法を検討していきたいと思っております。

それから、梅園との絡みでお話ございましたけれども、確かにオ - ナ - 制度始めたんですが、ちょっと、今の時点で確信をもって果実が収穫できるかということは、気象との絡みもございますので、ちょっと、今の段階で梅園のほうまでうまく手を広げていけるかどうか、こよなく吟味していきたいと思っております。

それから、最後にございました広域事務全般にわたってのお話であります。国の財政が非常にひっ迫をしてきたということに伴いまして、自治体に対する歳出抑制というのがこれから、顕著に現れてくることが予測されております。私どもも、健全な地方自治を運営していくという点からいきますと、たいへん困った事態であります。そうしたことも考えながら、やはりこれからは総論賛成各論反対という問題もあるような気もいたしますけれども、やはり広域的な取り組みというのがこれから求められてくると考えております。

ぜひ、そうした面で役場の中全体でもですね、どういう在り方が施行していけるか、そしてまた近隣の町村等とも含めた、より一歩突っ込んでいかなければならない時期に入ってきていると考えております。そうした面でのやはり努力をしていかなければならないと同時に、近隣の町村も含めた考え方のレベル合わせといいたしましょうか、そういうふうな段階を迎えていくことになるかと考えております。

それから、広域に絡んで野菜だとか野沢菜のお話しもあったような気がいたしますが、これも広域化と関係ないとは申しませんが、やはり手間のかかる作物であります。一

時期的にたくさんの方がいなければなかなかできないと。それもこの町内的にですね、作付時期をお互いずらしながら何戸かが共同でやれるようなそんなスタイルができればより私は望ましいかなと思っております。残念ながら、ちょっと町内的に横への広がりが出てきていないと。その横への広がりを進めるための施策なり対策というものも必要なかなと思っております。百合根のときもそうだったんですけど、本家よりも分家のほうが栄えていくということもございまして、それは農業者の取り組みとの関係もたぶんにあるわけでありまして、せっかくの有望な作物でありますし、ここに工場をもっているだけに地元でこれらも、より、栽培が進んでいくように、その方策も含めて考えてみたいと思っております。

また、高等学校の問題もございました。非常に子どもの数が少子化現象ということでこの町でも実は頭を抱えております。将来的に高等学校、たいへん大事な教育機関でありますし、その学校にどういうふうな魅力を付加していくかと。その魅力にひかれてよその町からも来ていただくような、そういう、やっぱり学校づくりというものも非常にたいせつだと考えております。

新得高等学校におきましても、管内や全道に先駆けてインタ - ネットのホ - ムペ - ジを開設したり、また生徒が一人ひとり自分のホ - ムペ - ジのソフト開設をしたりと、いうふうな取り組みも進めているところでありまして、そういう状況をみながらより地元の高等学校の魅力を付加する努力をしていきたと思います。

ただ、この高等学校の町村間の広域化というものをどういうふうに捕らえればいいのかとちょっと今、明確な見解を申し上げるわけにはいかないわけでありまして、いずれにしても、高等学校の将来的な存続というのは大事な問題でありますので、そうした立場で努力をしたいと考えております。

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） 詳しいご答弁ありがとうございました。滞在型の観光ということについてなんですけれども、とりあえずトムラウシ地区で、まずは試行というかたちでできるのかなという、ちょうどタイミング的に思っているんですけれども、ぜひその延長でですね、例えば屈足地区の振興策としてこのような長期滞在型の観光を展開できないか。

これは、その梅園についてはこれ以上のことができるかどうか分からないというご答弁でしたけれども、専門家に聞きますと、屈足というところはちょうど十勝川の土地的に野菜というよりも果樹栽培にたいへん適したところだというお話しも聞いておりますし。ぜひ、その、今は、梅園は狩勝ですけれども、屈足でもってそういう展開ができないかどうか、それが振興策としていろいろな観光との絡みで展開ができないかどうか、ぜひ、前向きに検討していただきたいと思います。

それから広域事務ということで、特に野菜づくりについてはそれぞれ個人の問題もありますし、難しいのかなという気がしますけれども、例えば、広域と言っても、町ばかりではなくて農協間の連携ですとか、例えば限られたパ - トさんによる畑作作業ということになれば、この時期をずらして栽培をするということですから、例えば、このパ - トさんを集めるのもですね、広域的なものとして回すことができないか。さきほど町長の話の中にも広域化ということで全十勝的な取り組みということも何点か上げられておりましたけれども、私は全十勝というよりも、この西十勝の広域化というものが、これから最も大事なことではないのかなと思うわけです。

高校でもいずれは一つになるかもしれない。それから西十勝としてのブランドみたいなものができるかもしれない。そういう前向きな取り組みが必要だと思しますので、ぜひ町だけにこだわらずに、この広域化ということでやっていただきたいと思ひます。

例えばですね、そのために、もし、鹿追がですね、ゴミの問題で苦労していたとすれば、例えば、今、生ゴミでもそれを抜き出して減量化することが、それだけを固形化するだとか、という技術が開発されたと聞いております。

もし、そういうことができるのであれば、各町村で、できるだけ減量化することによって、例えば融通し合うだとか、もし、そういう広域化に前向きに取り組むことができるのであれば、農業関係の個人的なものも超越することができるでしょうし、おもしろい展開になるのではないかなと思うんですけれども、最後によけいな質問かもしれませんが、終わりたいと思ひます。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） トムラウシ地域の地域振興策としての核となる施設づくりということで、町の立場でも、今、具体的に内容の検討をいたしております。ただ制度採択との絡み、あるいは予算全般の中でどこでそれを計画していくかと。あるいはその計画全体、地域のかかわりを含めた熟度というふうなものを、相対的に判断をしてその時期を決めていきたいと考えております。特に中山間地域の新しい事業が出たと。それに合わせて山村事業の特別対策事業が併用してできるという見通しをつけつつあるところでありますので、あくまでもそうした、有利な制度を使って地域振興策を考えていきたいと思っております。

屈足地域の振興策につきましては、後ほど吉川議員との絡みもあるような気もいたしますので。確かに農村地域でもありますから、農業関連を含めた中核的な地域振興策が模索できれば、なおベタ - ではないかと基本的にはそう思っております。

それから、農産物の絡み、あるいは農業労働者ということになりますと、菊地議員もご指摘のとおり、行政だけの問題ではないということで、私もまさにそのとおりだと思っております。農業者の自主性なり、自発性と。あるいは農業団体等の支援なり、十二分な協力と、それに町もかかわっていくというふうに考えていきませんか、なかなか農業者が主体でなければこういうものは育っていかないのではないかと考えております。

そうした動機づけなり、あるいは条件づくりというものは行政の立場でもありますので、検討させていただきたいと思っております。

それからゴミの問題に関連いたしまして、いわゆる生ゴミだけを分別してそれをたい肥化と。いうふうな課題もあったかと思ひます。これは実際の各家庭での分別の普及徹底と合わせてそうした中に、この生ゴミ問題を切り離した整理ができていくのか、なお検討を要する事項かなと考えております。

ゴミ問題につきましては、さきほどご指摘ありましたように、非常に私どもが当初考えていたよりも、ゴミの排出量が多いという実態が出ております。これからはやはり総体がですね、ゴミの量を圧縮していかなければならないと考えております。そのためには流通機構との絡みも含めて、いろんな課題があるような気がいたします。ぜひ、この問題は町民みんなが減量化の方向、そしてまた、きちんとした分別収集をしなければ、20年もたたないうちにそうした状況が生まれてはたいへんありますので、私どももこの問題については、より真剣に減量に向けた取り組みを進めていきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をさせていただきたいと思ひます。20分まで休憩をさせていただきます。

（宣告 14時12分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 14時21分）

議長（湯浅 亮君） 1番、吉川幸一君。

[1番 吉川幸一君 登壇]

1番（吉川幸一君）

1. 町の土地購入について

中身の濃いご質問のあと、もう少ししたいと思っております。平成9年12月の定例第4回の一般質問に2点についてご質問をさせていただきます。平成9年度は消費税のアップからはじまり、後半、日本経済の不況、新聞テレビ等で報道されておりますが、私どもの町、新得町にとっては、病院の新規開設、また企業の進出と他の町村がうらやましがられた1年ではなかったかなと、私は思っております。これからもいろんな政策を打ち出して町民の人たちに暮らしやすい夢を与える豊かな町づくりをつくっていただきたい。そこで今回の質問をさせていただきます。

1点目は町の土地購入についてでございます。政策上この土地でと思ひ、町長は土地購入に対して内々で予算化され、地権者のかたがたと各担当者が話し合いをされるのだと思ひますが、最近、土地を購入された数例でよろしいんでございますが、実際購入された土地に対して決められた坪単価が、地権者との話し合いの中で値上げをした件数を聞かせていただきたい。

また、話し合いの中で金額が折り合わず場所を変更したところは、今までにあったかどうかお聞かせを願ひたいと思っております。

土地を先行して町が購入することは非常に難しいものがあるのは知っているつもりでございますが、現代は政策と同時進行で土地購入の話し合いを地権者と始めるわけでございますが。今まで先行して土地を決められたほうがよかったと思われるような物件はなかったかどうか聞かせていただきたいと思ひます。

私が思うには、土地購入に対しては、新得町全般にわたり、区画整理をされ土地の購入金額を交渉し、地権者に対して協力を求める。また農地に関しては農業委員会の金額を参考にしながら話し合いを進めていかれたらいかがなものかと提案をさせていただきます。ご答弁よろしくお願ひを申し上げます。

2. 地域の振興について

2点目は、地域振興についてでございます。最初に平成10年度の公営住宅の建てる件数と場所、またそれ以降の見通しなどを聞かしていただけたら幸いかなと思っております。屈足で最近いろいろなかたと話し合いを持たせていただきました。その中で若者の声、また地域の人がたの声として、屈足にはコンビニがない。朝夕の食べる定食屋が

ない。街並みが悪い。。商店街の舗道が悪い。喫茶店、娯楽施設がない。ないないづくしで住みづらいし、将来が不安だとも申してございます。

これは私が聞いた皆様がた同じようなご意見でございました。この意見の中で地域の活性化として取り組んでいただけるものはありませんか。お聞かせを願いたいと思います。地域活性化に向けての政策の一つとして私は提案をさせていただきます。舗道の問題は今、話を進めていっていただいても、10年近くはかかるかなと思っておりますが、すぐに都市計の街路整備事業を、推進を、していただけるのがよろしいかなと私は思っております。

また、屈足で住んでいる人、また今後住みたい、住んでみたいと思っただけの人のために将来に向けて生活娯楽館の建設をされ、出来上がったならテナントを募集して各店を入れ、管理運営をその人がたに任せる案でございます。

以上2点、よろしくご答弁のほどお願いをいたします。

[1番 吉川 幸一君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長(斉藤敏雄君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

1点目の土地購入についてであります。公共施設の建設整備等の事業を行う場合には、計画を実行する時期に地権者から土地の譲渡をお願いいたしているところでありまして、

最近における用地取得の交渉過程で、金額の合意が得られずに予定地を変更したことはございません。

また、政策と同時進行で土地購入を進める事例が多いのが実態であります。先行取得のほうが良いのではないかと思われた事例がないかとのことではあります。実際に用地買収をする過程でその方策が良いと思われるところはあるわけでありまして、

しかし、相手のあることもありますのでケースバイケースとして判断いたしております。また、特にこの先行取得にかかわりましては、土地収用法による租税特別措置法の税金対策面で目的や具体的計画を明確にしなければならないということになっておりますことと、財政等を考慮いたしますとなかなか難しい面もあるわけでありまして、

町内全体の土地に地価金額を公示してはとのご意見ではあります。個人の貴重な財産に町が一方的に価格を設定して、公表することは利害関係問題が発生する原因ともなると思われまします。これは難しいのではないかと考えております。

公共施設の建設等が将来に向けて必要と思われる土地は、庁舎内の土地利用検討委員会、町の総合計画を基本に、中・長期的展望に立ち将来のまちづくり形成を検討課題とし進めているところでありまして、

価格につきましては農地価格や宅地価格と、国で示す公示価格、あるいは固定資産税の基礎となっております路線化価格や、売買実例価格などを参酌して取得の額を決めているところでありまして、

いずれにいたしましても、需要と供給、また私的財産であるため、取得価格の最終決定に苦勞いたしているのが実態ではあります。今後も、町が取得することにより、地価を上げることのないように、従前からの方法で公平な立場で進めていきたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

また、平成10年度の公営住宅の建設戸数と場所の見直しのご質問ではあります。公営住宅につきましては、ご承知のように建て替え計画に基づきまして、年次計画で建設

を進めているところであります。

平成10年度の計画は、新得地区で10戸の建設を予定いたしております。屈足地区の建設計画につきましては、平成10年度に東進団地の実施設計と一部取り壊しを行いまして、平成11年度に建設を予定しているところであります。

近年の国の公共事業抑制策によりまして、十勝管内のある町村では要望をしたもののゼロという町村もあるようであります。計画どおり建設が進めば、今後とも要請をしてまいりたいと考えているところであります。

次に具体的な振興策につきましては、私もこれまで住民との懇談会や、企業訪問、各種団体など、いろいろな機会に地域の皆さんがたとの意見の交換をいたしております。そうした中で出されるご意見といたしましては、やはり吉川議員ご指摘のように道道忠別清水線の道路整備の問題、商店街の整備、定住化対策、またお話のありました内容のご意見あることも承知をいたしているところであります。

屈足地域の振興は、本町のまちづくりのうえで重要な課題でありまして、地域の住民の皆さんをはじめ、多くの皆さんのお知恵をいただきながら、今後とも取り進めてまいりたいと考えているところであります。地域の皆さんの声やご意見としてございましたコンビニエンスストア、食堂、喫茶店等につきましても、その必要性は認めておりますけれども、これは町が運営すべきものでないと考えているところであります。

町が取り組まなければならない事業といたしましては、道道忠別清水線の舗道の整備でございます。基本的には現在、幅員の、現在幅員の中で整備を図るべく土木現業所と協議をいたしているところでありますが、課題といたしましては、事業を行うことにより、店舗が今まで以上に減少になることが予測されますので、このようなことで町としてただ単に街路事業によって拡幅を要請するというのではなくて、地元にとって何が一番いい方法なのかと。また先に商工会で実施いたしました意向調査なども含めまして、検討をしていきたいと考えております。

このようなことから現状の私どもの考え方としては、現状の幅員で歩行者が支障とならないような手法を含めて、更に関係当局と話しを詰めていかなければならないと考えているところであります。

また屈足地域の振興、及び民間活力の促進を図るためには、平成10年度の予算において次の2つの制度を新設していきたいということで検討をはじめしております。

第1点目といたしましては、屈足地区で個人の住宅を新築をした場合、5年間その建物にかかわる固定資産税相当額を助成をして、定住の誘導を図ってはどうかと。

2点目といたしましては、屈足地区で企業等が従業員住宅及び寮などを建設した場合、これも5年間、その建物にかかわる固定資産税相当額を助成してはどうかと。以上の2点の屈足地域の振興策につきましては、一定の期限を付した施策といたしまして、今回の優遇策によって地域振興に資することを期待していきたいと考えております。

次に生活娯楽館の建設という観点でのご質問であります。テナントの募集あるいは賃貸料の設定、建物の維持管理費など難しい問題も多数あるかと思っております。

屈足地域全体の核となるような施設の必要性というものは私もじゅうぶん理解をいたしております。そのためには地域全体の合意が得られるようなものでなければならないのではないかと。そういう観点で町としてももう少し研究をさせていただきたいと思っておりますと同時に、地域の皆さんがたの、このいろいろな二・ズというものをまとめていく

というふうな、そういう手法も地域の皆さんがたに今、お願いをしていかなければならないのではないかと思っているところでございます。

それから三ツ輪ヒューム管の新得工場立地に伴いまして、住宅、従業員の住宅の対応につきましては、基本的には屈足地域に居住していただくようにですね、いろいろと取り進めてまいりました。会社側といたしましても、新得工場建設にあたって鶴居工場全従業員に対して赴任に対する諸条件の説明会を開催するなどいたしまして、赴任者を決定したとお聞きをいたしております。

現在、新得工場には17名の従業員がおりますが、そのうち12名が鶴居から赴任をいたしております。屈足地域には公営住宅2家族、リゾ-ト住宅1家族が入居いたしまして、ほかの9名单身者等につきましては、会社借上げの单身住宅に賄いつきで入居されているところでありまして、この間、单身者におきましても、屈足地域で対応できないものかと、いろいろ相談をいたしてまいったところでありまして、会社側との条件に沿う住宅確保ができなかったということでありまして。

なお、最近、リゾ-ト住宅に入居されたかたが個人的な都合もございまして、退去されて新得の公営住宅に入居された例がございました。以上で答弁に代えさせていただきます。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 1番、吉川幸一君。

1番(吉川幸一君) 土地に関して話し合い交渉中のときにはですね、金額が上昇していない、このようなご答弁でございましたけれども、これは当初金額の設定がどこにあるか。いろいろ最近の購入金額にしても、町の設定金額が私は高いのではないかなと、今現在、この不況で、町が地権者のかたから土地を購入する際は、やっぱり民間より免税がございまして安く購入されるよう努力をしないとイケないと。その金額が折り合わないで話が成立しなかったのではないというお話しでございますけれども、土地を購入するときに担当課の職員のかたがたは、この土地がほしいと顔に書いてあって、金額が少々高くてもどうしても購入をしていくようなはめになるから、金額が折り合わないでこの土地が買えませんというふうにはならん。これには一部その土地の購入金額を地権者にその教えているか教えていないのかわかりませんが、町が見積もった金額ぎりぎりまでその地権者ががんばると。こういうふうな問題もひとつはあるような気がいたします。

私が思うんでございますけれども、今、土地購入は政策があって、土地購入をしたいと。その者は各課、そこのバラバラで購入をされているような気がします。担当課で購入折衝をされていると。これでは私は土地購入に関しては、皆さんほんとうにそのスペシャリストはおりませんが、各課バラバラにいると前回買った土地の値段と、また地権者との交渉の経過、また話し合いの中でスム-ズに地権者と話し合うのはみんな素人でございます。私はこの各課で買うのを今回はどこかの部局で、1か所で購入をされると。そうしますと町が思って内々で価格設定したものが、その部局、一つの部局でやると土地の購入に流れが前回ではこのくらいだから、今回もこのくらいで抑えられるものがあるんじゃないかなと。やっぱり役場の職員のかたがたは、皆さん優秀だとは思ってはおります。でも管理に強い人ですとか、折衝に強い人ですとか、それぞれ、やっぱり、その人その人の持っている特徴が出ているんじゃないかなと。その折衝に弱い人の部署で土地購入があった場合はこの土地は、非常に単価が上がるような気がするわけ

でございます。

私は一つの窓口になれば、今、新得町でこの物件を売りたいと思っているかたがいたとしたら、また新得町はその土地を今度の購入するときに、あそこは最適地だと思うタイミングのあるときもあると思うんですよ。それが課がバラバラですからそういう情報が入っても、そんなのは見逃している。こういう実態もあるのではないかなど。一つの窓口で、新得町全体の土地を頭に常に入れていたら、この土地は今、この地権者はこのぐらいの値段で売りたいがっている、そういうのを一つの窓口にしてれば、常にネットを張っているわけでございます。

そうしますと法外な値段といったら失礼にはなると思うんですけども、アップを最小限に止められると、私はそのように思っておりますけれどもいかがなものかなと思っております。

また、地域の振興策について、私、三ツ輪ヒュ - ム管のことはひとつも質問には出しておりませんが、サ - ビスをしていただいたんだなと思っておりますので、三ツ輪ヒュ - ム管のことから先にお話しをさせていただきたいと思います。この三ツ輪ヒュ - ム管、これ1年前に、去年の12月に町に三ツ輪ヒュ - ム管の企業進出が町に入ってきたと思います。いろんな情報が入って、人数も決まる、設計も決まる、じゃあその間3月の予算執行に公営住宅の問題はじゅうぶんに対処ができたのではないかなど。今、屈足地域の振興、このように町長が言われていらっしゃるときに、三ツ輪ヒュ - ムの人間が何人くるというのが計画表でだいたいご存じだったと思います。今回の公営住宅に関してでございますけれども、独身者の人が新得に行くなんていうことは、私は屈足地域の振興をうたっているだけで、うたいっぱなしで何も中身していないんじゃないかなど。9人も行っていると。また夫婦者は、新得の公営住宅を希望されていると。こういうふうな状態はやっぱり、屈足地域の振興、企業進出に伴う住宅事情が非常に悪いと。

この話は最初に戻りますけれども、公営住宅が平成10年度は10戸、屈足には建たない。これは担当者が国に補助をもらいにいくときに、もう屈足のことが頭にないから2年間放置している。予算補助取って場所を選定するときに壊すのは来年壊してすぐ建てられるわけ。私は2年間、この三ツ輪ヒュ - ム管でも公営住宅が足りないときに2年間屈足に公営住宅を建てないということはこれも地域振興をうたいながら、屈足のことをないがしろにしているのかなど、そのように存じております。

また、今年1年間、事務局に人数が書いてございますけれども、119人だったかなと思います。その中で屈足地区の人口は83名含まれておるわけでございます。新得本町に関しては、景気が悪い中でも人口の定着が徐々にされてきたかなど私は思っているんですけども、屈足の人口はさきほど言った内々のこともありまして、息子、娘のところから離れていくと。これは新得町全体の問題でございます。この屈足の人口が本町に来るのではない。よそにいっちゃうわけですから。ですから屈足地区の振興というのは、とくに声を大にして宗像議員が6月にしゃべり、藤井議員が9月にしゃべり、12月、吉川がしゃべり、また来年の3月は屈足地区のどなたかが屈足地区の振興というものを毎回しゃべるんじゃないかなど、そのように切迫をしていると思います。

街路事業でございますけれども、その舗道の関係も商店街が減少すると。だから今の舗装をなんとかしたいと。これはもう3年越しでございます。検討してもこの舗道は、私は今の現状で、歩行者が歩けるようになるというのは、もう答えだけが町長もみえて

いるような気がいたします。ですから、この今、すぐ私が言ったとしても、いろいろな問題がありまして、何年後かになります。屈足の商店主の年齢を考えてみていただければ何年後かには何軒残っているのか、というのが検討、やらなくても屈足の店の現状を理解していただきたいなど。今やらなければ、今、若い人たちが意欲を持っている人が何人もおります。今、この店舗、舗道を整備しなければその人がたが屈足の商店街からいなくなってしまう。私はこれのほうがいせつなことではないかな、そのように思っております。

生活娯楽館につきましては、わたしが命名したんでございますから、その命名が悪ければ町でもってカタカナでも何でもけっこうでございます。私はこういうふうなものが行政でそのうわものだけ建てていただければ、こういうふうなところには、私の知っている喫茶店を置くとか。ここに置いてるその絵を書いたり、碁をしたり、みんなが集まれるものを置くとか、そば屋を置くとか、それからその他もろもろのものをこういうふうな店舗で並べようと。そしてそれにあつた人を、テナントを募集しようとしたら、よその町からも来ていただける、可能性もある。今、非常に不景気で屈足の人たちが、自分の個人の金でそのうわものを建てるといふ、投資意欲が今のところは非常に残念ながらないと思うんです。だから行政でうわものだけを建てていただきたい。そうしたらテナントで入る人は絶対に埋めるだけの、私は自信をもっている。ひとつ検討をまた再度していただきたい。これ、私の質問はさきほど中身の濃い菊地議員の後でよかったなあとつくづく思っております。さきほど菊地議員のですね、コテージですとか、それから別荘。町長も私に気を遣っていただいたのか、屈足の活性化は吉川に任せなさいというから、この菊地議員がですね、トムラウシと最後まで言われたらこれ屈足の持つてくる、屈足にほしいというのが失礼に当たるかなと思ったんですけれども、最後、屈足とも言うていただきましたんで、こういうふうなものと、それからケアハウスですとか、いろいろなものを組み合わせ、そのレディースファームですか。レディースファームのように全国に名前が知れわたる。マスコミが採り上げてくれる。こういうふうなものを行政の皆様がたの知恵を借りて、屈足の地域につくれば屈足の住民でなくて、よそから屈足に住んでみたい。よそから屈足にちょっと寄ってみようか。こういうふうにするのもあるのではないかな。私は思っているわけでございます。ひとつご答弁のほどをよろしく願います。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） それではまず、土地の問題からご答弁申し上げたいと思います。1点目はまちの価格設定は高いのではないのかと。安く買うようにすべきだというご意見であります。私どもも基本的にそのような姿勢で臨んでいるわけですが、なおいっそうその努力をしていきたいと考えております。

それから担当窓口が特定したほうが一貫性があっていいのではないかというお話してあります。用地交渉というのはいろいろ困難の伴う仕事であります。それだけにそれを担当する職員も苦勞をいたしている側面もございまして。いずれにしても公共の土地をかううえにおいて、住民の皆さんがたに誤解や不信を招くような買い方というのはこれは誠に慎まなければならないことでありまして、その担当課の一本化というものは果たしてその効果を上げることができるとどうか、よく検討させてみていただきたいと思っております。

それからまた値段の問題では、国は国としての価格設定の、それなりの基準はあるよ

うでありますし、道は道としての設定の基準があると。そのようなものが付近に存在した場合には、いろいろやはり難しい側面があるわけであります。したがって近傍類似の売買実例というのはいろんな面で参考にしていかなければならない事項でございます。

また、土地価格、一般的に更地であればいいんでありますけれど、いろいろなその地上の物件がある場合につきましては、その移転補償についてもひとつのルールの中で、計算をいたしますので総額から面積を割り返したら高いのではないかと。いうふうな場合もあるかと考えております。

しかし私どもとしては、地価についてはバランスを取りながら最善の努力をしているところでありますので、ご理解賜りたいと考えております。

それから先行取得の問題ございまして、これは考え方としては仮に価格が、計画実施段階でカウントをそんなに高くなるというふうなお話があるとすればですね、先行取得をすることが非常にいいことなっております。ところが先行取得をする場合に、何年も前から具体的な計画、あるいはその図面だとかですね、位置だとか、そういうものがこの租税特別措置法の減免の対象にさせていただくためには、極めて具体的なものが求められると。したがって、早い時点からですね、そうした計画を作るということはまことに至難でありますし、それはまさに人様の土地でありますので、なかなかできないと。よってその計画が進行する段階で必ず、そのことが売買交渉の中で課題になる事項でありますから、私どもは地権者が課税以上の特典を受けれるとすれば、それは受けれるような努力をしているというわけでありまして、そうした観点からも先行取得が現実的には難しい面がございます。しかしそういうふうな要素がなくて適地があって将来的な計画があると。いうふうな場合については、それは先行取得もじゅうぶん考慮に入れていかなければならない事項と思っております。

また三ツ輪ヒュム管に関連いたしまして、屈足の公営住宅の問題ございました。建て替え計画は基本的には再生マスタプランということで、年次計画的にどこの地域で何戸ずつ建て替えをしていくかということが、あらかじめ基本的には決まっているわけでありまして、それに基づきまして、古い住宅に入っている人をそこから退去していただいて条件づくりをしてと、いうふうな計画的に進める面がございます。

そのマスタプランの中には三ツ輪ヒュム管の要素というのが折り込まれていなかったわけでありまして、そうした面では将来の屈足地域の公営住宅の建て替えをしないときに、三ツ輪ヒュム管のたくさんの人たちが本町に移動したと。いうふうな計画と実際面の違いがそこにあったということも、ひとつご理解を賜りたいと思っております。

それから、対象者の問題につきましても、やはり若い人たちがその地域に住むということは、地域全体の活力に大きな影響を与えるわけでありまして、私どもは何とか屈足にですね、この单身者を誘導すべく、いろんな努力をいたしました。今、おかれている地域のいろいろな施設を見ていただきながらですね、会社側と話をしたわけでありまして、最終的にはやっぱり食事の問題、あるいは、弁当を作っていく問題、ふろの問題、集団ですべてを、なんていうのでしょうか、一つの建物の中で賄えつければと。いうふうないろんな条件が出されまして結果としてそれに合う場所を屈足地域の中に見い出すことができなかつた。ということでありますので、結果として若い人たちがその条件の整った新得のほうに居住せざるを得なかつたという経過がございますので、これにつきましても、とりあえず置かれている条件ということでご理解をいただかなければならないのかなというふうに思っております。

また屈足地域の人口が本町の人口減のかなりの割合を占めているということでありま
す。やはり、地域の人口を少しでも減らさないための、努力というものは私どももいろ
んな面ですしているわけですが、なかなか、抜本的なそれをやるとすればいろいろ
な支障もございまして、一部のかたには歯がゆい面があるかと思えます。今、そうし
た地域の振興策を総体的に検討するために、町のまちづくり推進協議会の中に屈足振興
対策の小委員会を14名ほどでスタ-トさせております。これから、いろんな角度から
地域振興について検討をしていただくことにいたしております。

また、屈足基線の道道の問題であります。これ非常にどっちを採るにしても、これ厳
しい話であります。屈足基線の歩道を含めた全体の幅員が極めて狭いということが一つ。
それから、道路の高さと歩道と車道の高さの問題がございまして、非常にそうした面
では使いづらい状態になっております。それを抜本的に解消するためですね、吉川議員
ご指摘のとおり、街路計画にあって拡幅し、移転補償して、そしてやることがある意味
では理想的な商店街区を造っていくことができるわけでありまして、あそこは非常に
市街地の南北の延長も長いところでありまして、ここにこの街路計画を充てはめると、
いろいろなことが考えられるわけでありまして。これは国費、道費を含めて、あるいは町
も費用がかかるかもしれませんけれども、ばく大な実は金額になるわけでありまして。

したがって、仮に、それを街路もいったん整備したと仮定した場合にその結果がどう
なるかということも、実は問われるわけでありまして。そのことを境に相当数の人の転出
なりに追い打ちをかけるような結果になった場合については、いわゆる、投資効果とい
うものを、これからの事業というのは全部問われていくわけでありまして、そうした
面での採択そのものに私はかかわっていくというふうに考えております。

したがって、地域のとりあえず不便な状態を解消するための方策を詰めていくほうが
より現実的ではないかと。ただ公共事業全体との絡みもございまして、それがうまく
適当な時期からそういう見通しが立っていくかと。まだまだ課題もあるわけでありまして。

したがって、行政の立場として、それを整備する場合に何をどういうふうにしてそれ
を制度にのせていくかというふうな中身の詰めがこれから私ども、問われているわけ
であります。

そうした視点でこれからより土木現業所との協議も進めながら、前に進める努力をし
ていきたいと考えているところであります。

最後にございました地域振興のほんとうに、拠点となる施設づくりの問題がございま
した。そこでストレ-トでこの店舗のテナントをという形にできるかどうかは、ちょっ
と、おくにいたしまして、やはりいろんな面で、前段でトムラウシ地域の話を申し上げ
ましたが、あれはあれでトムラウシの置かれている地域の条件を加味した一つの在り方
であります。その屈足側として、拠点づくりをどうしていったらいいかということもや
っぱりこれからの課題になると思っております。

いろいろな、知恵をみんなで凝らして、本当に造ってよかったなど。そのことがそこ
を中心に地域発展の大きな役割を果たしていくと、あるいはその中には農業という要素
もかかわっていくのかもしれないし、そのへんもうちょっと、研究を進めながら地域
の拠点づくりを私どもも考えていきたいと思っております。さきほど申し上げました中山間地の新しい事業と合わせて山村事業の中で何とか盛り込めればな
ど。そのための中身の整理を今後進めていきたいものと考えているところであります。

議長(湯浅 亮君) 1番、吉川幸一君。

1番(吉川幸一君) 三回目の質問をする前にですね、土地購入部局に絞るべきではないかと言ったときの町長のご答弁がですね、検討するでした。検討されると。私はやっぱり、少なくとも交渉窓口は一本にすべだと。さきほども言われたように、いろんな、ここ数例でも、全部の部署で土地を買っていると。そうしたら交渉する人は非常に多種多大にあって、今までも流れと前回の流れと、その前の流れというのがバラバラになってきていると。これでは町長の意向が、その担当者につながる人と、ほとんどがつながるとは思っておりますけれども、やっぱり土地交渉に関しては適材適所の配置が、今、役場の中で行われておまして、この人はこの部署が適しているんじゃないかというんで、町長は配置をしていると私は思っております。

その不得手な人のところについて土地の価格が上がらない、また交渉がスムーズに行われるようになるには、やっぱり部局を一本に絞って、私は土地購入に関して窓口を作られたほうが、さきほど言われたように、若干の先行投資をできるときに新得町の地権者がこの土地を売りたい。ああ将来ここに何かをしたらというのがあったらですね、私は購入するチャンスだと。

常々、これをやれということではございませんけれども、ここんとこ町長が口に出していただいている重度身体障害者施設、これらのものも計画があったら、やっぱり、ぎりぎりになって、実行される間際になって土地を購入するんじゃなくて、ほんとうにこの施設が新得町に予算をくれるんだという確信がもったら、私は土地購入の設計と交渉に入られてもよろしいんじゃないかなと。

この部局を一本に絞るとするのは私の絶対の提案でございます。

これは悪くはないんです。まあ、検討するといわれる中には、いろいろと検討して没になるか、前向きに検討するか、町長ご自身のお考えをこれ今聞かせていただきたいなと。

三ツ輪ヒュ - ム管、地域の振興で三ツ輪ヒュ - ム管のことを私は言っているんじゃなくて、2年間屈足に公営住宅が建たないと。このことをたまたま三ツ輪ヒュ - ム管に例えて言ったんでございます。単身者住宅が屈足になれば、ほんとうに担当部署は真剣にこの三ツ輪ヒュ - ム管が来てからいしょうけんめいに探していただきました。

去年の12月にもし来てくれたら、ここをこう直せばここに入れるんじゃないかという予想がつく施設は屈足に2か所はあったつもりであります。

いざ見にいったら、ここに人を住ませるのはたいへんだ。そしたら予算がつかなければずっとたいへんなわけですよ。私はこういう施設も屈足地区には、いつ来ても入れるように内部の改装なり、なんかを考えていただければいいことではないかなと思っております。

舗道に関しましては、どれもたいへんだという町長のお言葉、真剣に受け止めております。私もたいへんだと思います。でも、屈足の基線の人口が減るという考え方は頭の中から省いていただきたい。今、意欲を持っている若い人がたはやっぱり、がわに屈足は栄えているんで基線はほとんど空き地でございます。

ですから、今、意欲を持ってこの屈足で将来、店をずっと続けていきたい。そういう人のために前向きにこの事業を進めていっていただきたいものだなと私は思っております。地域の振興でございますけれども、町でもって、企業とそれから個人住宅に対して固定資産税なんかを免税していただけると。これも地域振興、屈足の振興の中の一つかなと。私ありがたく思っております。でも、全部一つひとつの積み重ねが屈足の地域

振興になるのではないかなと。私の言っているのも地域の活性化の中の一つの政策であるのには間違いはない。私も思っております。一つひとつを積み重ねたら、その予算がばく大になるんじゃないかなとお考えでございましたら、私にお金をいただけたら1億5千万ぐらいでこの建物は建てて、テナントは町の計画どおりのテナントに入れる人を、私は見つけてみせる自信はあると思っております。

こういうものですね、これから議員間の中にもこの屈足地区の振興を真剣に考えていただいている人もおります。ですから、またいろんなことを議員は議員で勉強をしていき、この屈足地区の振興を真剣に考えていきたいと、このように思っておりますので、町長も私どもに負けないような屈足地域の振興の案を出していただいて、ほんとうに活性化が徐々になってきたと。よそから、よし、屈足に住んでみよう。こういうふうな案をいただけたら幸いと思えますけれども、またご答弁よろしく申し上げます。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 土地取得にかかわっての窓口の問題であります。窓口を一本化したら今、ご指摘のあったようなことが全面的に解決してスム－ズにいくかと考えた場合にそれはそれでやっぱり、また課題も私は残っていくと思っております。

したがって、さきほども申し上げましたのは難しい面もあるが検討してみたいという趣旨であったかと思えますけれども、やはりこの一番熟知している担当課との連携というのも当然必要になるわけでありまして、最終的には私どもがその責任を持って最終的な決定をするわけでありまして。

窓口が仮に変わったとしても、基本的なル－ルは同じと。ただご指摘ありますようにそういう交渉にあたっての得意な人不得意な人、これはどこいってもあるわけでありまして、そのへんは私どももじゅうぶん、それは肝に銘じながらですね、担当課と特定の核となる課との連携というふうな中で解決できるのか。もうちょっと研究させていただきたいと思っております。

それから将来の屈足地域の養護施設にかかわっての土地の先行取得の問題であります。これはそれはそれで非常に大きな事業になっていくと考えております。したがって土地問題というのは非常にたいせつな問題であります。計画が具体的でない段階ではいわゆる租税特別措置法の優遇措置を受けられないという問題を抱えながらも、いずれの方法でそこを考えていくのが一番ベタ－かと。いうふうなことでこれについても、更に、場所もまだ特定したわけでありまして、検討していかねばならないと思っております。

それから三ツ輪ヒュ－ム管にかかわって、あるいはこれから将来的に若い人たちが屈足に入ってくるというふうなことをも考えますと、地域の住宅対策というのがこれは、非常にたいせつな話であります。

三ツ輪ヒュ－ム管もこれはどの時点でどうなるか分かりませんが、将来的に釧路の主力をこちらにシフトしたいという考え方を持っております。そういう時期を迎えてですね、また新たな人の流入が見込めるような状態になったときにはですね、ある程度若い人たちも住めるような、そういう住宅の環境整備をしていかねばならないものと考えているところであります。

また、街路計画、非常にたいせつな問題でありまして、この間、地域の住民の皆さんがたにはいろんな面で舗道の面ご苦労されているわけですが、現状ではやはり、現道のスペ－スの枠内で改善を図る方向を検討をせざるを得ないのではないかと考えているところであります。

地域全体の振興につきましては、前段のご答弁で申し上げましたように、本町にとっても大きな課題でありまして、私も常に心痛めているというか、そういう思いをいたしているわけでありまして。ぜひ議会の皆さんがたも含めてみんなで知恵を出しながら、地域振興に努力をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（湯浅 亮君） 6番、広山麗子君。

[6 番 広 山 麗 子 君 登壇]

6番（広山麗子君）

1．福祉の充実について

福祉の充実についてお伺いをいたします。高齢社会を迎え、国のゴールドプランを受けて、平成11年度を目標年次とする新得町老人保健福祉計画が平成5年にスタートしましたが、5年経過した現在、目標到達点までに進ちょく状況がどの程度にあるのかお伺いいたします。介護保険法が成立いたしました。当初、平成8年に見直しをされるとしていた新得町老人保健福祉計画は、介護保険の動向を見てからと延び延びになっていて、いまだに見直されていない中で2004年4月、介護保険のスタートに向けて動き出しています。実施まで後2年ないわけですが、住民が納得できる介護サービスを作り上げていくためにも、改正、整備や人材育成全町民調査等も含めた新得町老人保健福祉計画の見直しを早急にしていただきたいと思います。町長の考え方をお伺いいたします。

[6 番 広 山 麗 子 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） 広山議員のご質問にお答えする前にさきほど吉川議員のご質問に対する答弁の中で、平成10年度の公営住宅の建設戸数を10戸と申し上げたかもしれませんが、8戸でありますので訂正をさせていただきたいと思います。

ただいまの広山議員のご質問にお答えいたします。はじめに老人保健福祉計画の進ちょく状況につきましては、平成11年度を目標に、保健福祉サービスの提供体制を計画的に整備することを定めたものでありまして、逐次整備を図っているところであります。

人材の整備では、保健婦と老人ホームヘルパーをそれぞれ1名増員いたしまして、サービスの提供では、給食、入浴、布団乾燥、そしてヘルパーの派遣拡大や訪問指導の拡大、緊急通報システムの設置促進などのほかに、屈足地区でのサテライトのデイサービスの実施などを進めてまいったところであります。

施設整備では、高齢者向け公営住宅を34戸建設いたしましたほか、保健福祉活動の拠点となる保健福祉センターの建設につきましても、現在その中身を詰めておりまして来年度着工を目指して作業を進めているところであります。

計画全体の目標達成率につきましては、おおよそ60パーセントと考えております。

次に、老人保健福祉計画の見直しにつきましては、当初、平成8年度に行われる予定でありましたが、介護保険制度導入の検討のために、国の指導によりまして見直し作業が一時延期されていたところでございます。

このたびの介護保険法の成立によりまして、平成12年度の施行日に向けて介護保険事業計画の作成と合わせまして、老人保健福祉計画の見直しが行われることになったわけでありまして。見直し作業は平成10年度から本格的に取りかかることになると言われ

ておりますが、具体的な内容はまだ明らかに示されていない状況であります。

計画の作成、見直しにあたりましては、寝たきり高齢者等の現状や町民のニーズ調査など介護需要の把握が必要と考えておりました、これらの調査を実施するなかで体制整備や人材育成、更にはサービスの内容の充実、町独自のサービス提供等について検討してまいりたいと考えております。

町民のニーズの調査につきましては、介護保険サービスを受けられる65歳以上の高齢者のほかに、第2号被保険者となります40歳以上のかたがたも対象に実施をし、そうした町民ニーズの把握にじゅうぶん努めていきたいと考えております。

なお、先行いたしまして、在宅要援護高齢者実態調査を、この10月より訪問聞き取り調査のかたちで取り進めておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 6番、広山麗子君。

6番(広山麗子君) 町長さんのご答弁にありましたように介護保険の具体的なものがまだ見えていないだけに、準備に向ける行政のたいへんさをほんとうに理解しておりますけれども、国の新ゴールドプランの目標を達成されても、全体の4分の1しか達成できないとも言われているわけです。それだけに保険料払ってもほんとうに必要なサービスが受けられるんだろうかという心配がされています。保健福祉センターが建設されたとしても、今ある、分散しているものを保健福祉センター、福祉の核としてひとつにおかれるわけですが、どれだけの、その中で機能が充実していけるのか、そういうことも合わせて心配されます。ですから、今の現状では必ずしもじゅうぶんなものではないと思っています。特養、特別養護老人ホーム、ひとつとりましても待機者がたくさんいまして、いつ入所希望しても入れないような状態。いつ入れるかもわからないような状態です。また養護老人ホームにおきまして、当然待機者もいらっしゃいますし、痴ほう症のかたも含めて養護老人ホーム自体が重度化しているようなそういう現状です。こういった中で保険料払っても、ほんとうに希望した施設に要望があっても入れるんだろうか。そういうことが今、たいへん心配されているわけなんですけれども、特養の、特別養護老人ホームの補う対策といたしましても、町の計画にあるケアハウスの問題そういうことも含めて、もう既に他町村で試みられておりますように、高齢者生活福祉センターの問題、老人福祉寮の問題、グループ訪問の問題も検討していかなければならない問題ではないかなと思っています。

それと日帰りサービスの問題についても、今、待機者がある中で11月から登山学校でサテライト、そういう方式ではじまりましたけれども、デイサービスの待機者すべてがそこでクリアーしているわけでもありません。それと農村からも回数の方もしていただきたいというニーズなんかも出ております。

また保健福祉センターの中でC型のデイサービスを始めようと試みられてはいるんでしょうけれども、介護保険の認定の問題等を感じたとき、考えたときどうなっていくのか、そういうことも不安の材料の一つにあります。またショートステイの問題についても、今2床あるわけなんですけれども、10床まで、目標年次10床まで。目標にあるわけなんですけれども、今、2週間いることできても、それ以上になって利用者がありましたら帯広のアメニティのほうへ利用者が移っていかなければならない。そのために家族の申請、申請する家族にとってはたいへんな苦労があることなども出ております。

今、ショートステイにおきましても、3か月の、3か月預けておけるサテライトとい

うんですか、そういう、ミドルステイですか、ミドルステイの問題も出ております。

それで増床分を福祉施設に増床していくのか、それとも病院でのショ - トの入院も考えていくのか、そういう見直し、見直しの中でそういう検討もしていかないんといけないのじゃないのかなと、そういうことも。それと、ヘルパ - 、ホ - ムヘルパ - についてもこれから、巡回型の24時間体制の要請も保険で支払うと同時にそういうニ - ズの問題が大きく大幅に上がってくると思うんですね。そういったことになりましても、こういった中でほんとうに希望するサ - ビスが受けられるんだろうかということもまず、大きな問題にあります。

保険、介護保険の運営主体は行政です。それでこれから、この介護保険が平成12年に動くわけですが、調査委員の問題、認定の問題、ケアプランの作成員の問題、人材育成の問題、いろんなかたちで責任を伴っていくわけなんです。今、現在においても、保健福祉センタ - の建設、準備の段階においてもまた、介護保険の動向の問題が出てきている中でも、職員が減になっている現状なんですけれども、人材の育成も含めて今まで以上に責任をもって取り組んでいかなければ果たして2千年、こういったことが間に合うのかなということを懸念しています。

それで65歳以上の高齢者、また、保険料を支払う40歳以上のかたを対象にして調査をしていただけた話、回答をいただきましたけれども、それは平成12年になったら、今38歳の人もちろん支払いが生じるわけなんですけれども、少なくとも30歳以上を対象にしまして、自分のこととしてまた、親のことの認識も含めてね、こういう保険制度の理解をしていただくためにも、ほんとうに年代を下げたアンケート調査をしていただく中で、新得町の体制のよい面、悪い面、また、不自由なもの不十分なもの、道の基準に近づけていくのか、そういったことも含めて町の将来の動向をしっかりと押さえて計画の見直しをまず行って、介護保険事業計画を作り上げていかなければならないのではないかなと思います。それで早急に、具体的にアンケート調査をぜひしていただきたいと思います。町長の考えをまたお聞きしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ただいま、介護保険スタ - ト以後のいろいろな課題を含めてご質問があったわけでありまして。その前にゴールドプランの見直しということが、最近成立したばかりの介護保険法案との絡みがございます、ほんとうはもっと早い時点で見直しをすべしという計画でありましたけれども、国の指導もございまして、介護保険法の成立を待って見直しをしていくということでありますので、さきほども申し上げたかとも思いますが、早急にそうした取り組みに入っていかなければならないと思っております。また介護保険の中身をどうするかという問題であります。確かに現段階ではまだまだ不安というか、心配というか、そういうものが制度の中のそのものも含めて、まだじゅうぶんに住民の皆さんがたに理解されていない現況でありますので、そうしたご不安もあらうと思っております。

そのために、さきほども申し上げた住民のニ - ズ調査を進めて、そのうえに立ってどういう介護保険の中身にしていこうかというふうなことがこれから詰められていくわけでありまして。確かに在宅福祉の介護保険というのは、恐らく多種多様な、きっと要望があるのではないかと。したがってこの介護保険の制度の中で、適用する、サ - ビスが受けられる者と、それとは別にまたその対象にならないけれども、やらざるを得ない事項というものも、きっと出てくるのではないかと。私も予測をいたしております。

そうした分野をいわゆる保健福祉センタ - の中で担っていくことも考えられるのかなと。いずれにいたしましても、この住民のかたがたがどういうふうなサ - ビスの希望を持っているのかということをもまず調べるのが先だと考えております。

しかし、じゃあそこにあったものを全部この介護保険サ - ビスとして提供できるのかとなりますと、これはやっぱり、いろいろなあい路があるような気がいたします。

したがいまして、ある程度、一定の範囲にサ - ビス内容が限定されざるを得ないのではないのかと。保険料の関連、その他もあるわけでありまして、そうしたことをなんらかのかたちで補完しながら町の皆さんがたが将来の在宅福祉に不安のないような、そういう体制をこれから検討していかなければならないと、このように考えております。

いずれも見直しの問題も、新しい制度のサ - ビスの中身もすべてこれからでありまして、いろいろご意見ありましたような様相を体しながら、今後ともこの事業の展開を図ってまいりたいというふうに思っております。

議長（湯浅 亮君） 6番、広山麗子君。

6番（広山麗子君） この介護保険の対象にならない部分も含めて、調査する中で検討していただけないかということについてたいへんありがたいと思っております。今なかで平成5年に高齢化率を平成5年の高齢化率が17.2パーセント、そして平成12年、ちょうど介護保険がスタートする12年には22.7パーセント、予測されてました。ですけど平成9年、今年22.3パーセントに高齢化率がなっています、近年、1年に1パーセントずつ上昇しているそうなんですけれども、やはりこういったことも含めてしっかりとした町民ニーズを把握する中で将来の動向を見据えて介護保険サ - ビスに向けていかなければならないのではないかなということを感じております。

それで介護保険制度においても、いろんなところと結びつきながら、連携し合いながら高齢者の地域におけるそういう把握をやっぱり、行政含めて施設、社会福祉協議会、民生委員、そして福祉委員、町内会、そして老人会含めて、ほんとうに身近なところで把握して、そして早期発見、対処に結びつけていくことが必要だと思うんです。そういう意味でも、今は福祉委員制度の問題、福祉委員ありますけれども、福祉委員制度の位置づけが非常に不安定なんですね。行政の考え方もいまいち明確になっていない中で、福祉委員そのものが非常に不安定な状況の中に置かれています。ですけども中身をみますと、やっぱり地域の福祉の窓口としてね、民生との兼ね合いが。ほんとうに同じような仕事の内容というか、そういうのが今年になっていますので、今後に向けていろんなかたち、今後入っていくことになり、プライバシー - の侵害、ということもありますけれども、何もしなければプライバシー - にひっかからないわけなんですけれども、そういったわけにもいかないと思うんです。お互いに情報交換し合いながら地域が、地域の高齢者の状況がどのようになっているのかも把握しながら、やっぱり早期発見、早期対処に結びつけていかなければ行政のいろんな看護サ - ビス、示されてもなかなかいろんなかたちにつながっていかないんじゃないのかと思っています。

それで今まで以上に、社会福祉協議会含めた体制の強化をお願いしたいと思います。こういったみんな認識を持ちながら、計画の見直しをされて介護保険事業計画が完成されていくようなかたちを、ぜひお願いしたいと思います。

それで町長の公約にもあるんですけれども、住む人みんなが温かく安らげる福祉の充実に向けて、公約の実現に向けてもぜひ、この公的介護保険の動きにぜひ盛り込んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 介護保険がまもなく新しくスタートしていくわけでありますが、その前段の準備段階での、作業も出てくるというふうに私ども把握をいたしてありまして、したがって、なるべく早い時期の準備段階からやっぱり人的な体制を整えてスムーズにスタートをさせていかなければならないのではないかとこのように思っておりますので、それらについても早晩そういう方向で努力をさせていただきたいと思っております。

また、こうした大きな事業を取り組む場合には、行政だけではなかなか、成し得ない面があるわけでありまして、そうした面ではさきほど来からお話しのございます福祉委員の皆さんがた、あるいは社協の皆さんがた、あるいはまた町内のボランティアのかたがた、広範なご協力をいただきながら、保健福祉センターの運営、あるいは介護サービスの充実を図っていかなければなかなかでき得ないと考えております。

そうした面ではより、各、そうした福祉団体の協力をいただきながら、これを取り進めてまいりたいと思っております。

また、これとは別に役場全体の体制の中に、新得町元気プラン庁内検討委員会というものを各課を横断して取り組みながらですね、福祉は福祉課だけというふうな考え方でなくて、それぞれの部署の業務を通してこれにかかわっていくというふうな基本的な考え方持っております。そのように私どもは私どもとしての努力をする部分、そしてまた住民の皆さんがたは皆さんがたの立場でご協力をいただく部分と。そういうものが両相俟って、これらのサービスがより向上していくものと考えておりますのでいっそうのご理解とご協力を賜りたいと考えております。

散 会 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） これにて一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（ 宣 告 15時42分 ）

第 3 日

平成9年第4回
新得町議会定例会（第3号）

平成9年12月19日（金曜日）午後2時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第2号）
1	議案第71号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
2	議案第72号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
3	議案第73号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第74号	教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第75号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第76号	職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について
7	議案第77号	新得山スキ - 場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第78号	平成9年度新得町一般会計補正予算
9	議案第79号	平成9年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
10	議案第80号	平成9年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
11	議案第81号	平成9年度新得町水道事業会計補正予算
12	意見案第16号	審査結果について
13	陳 情 第2号	審査結果について
14	陳 情 第4号	審査結果について

会議に付した事件

諸般の報告（第2号）

議案第71号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第75号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第76号 職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について
- 議案第77号 新得山スキ - 場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第78号 平成9年度新得町一般会計補正予算
- 議案第79号 平成9年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第80号 平成9年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
- 議案第81号 平成9年度新得町水道事業会計補正予算
- 意見案第16号 審査結果について
- 陳情第2号 審査結果について
- 陳情第4号 審査結果について

○出席議員（18人）

1番	吉川幸一君	2番	菊地康雄君
3番	松尾為男君	4番	小川弘志君
5番	武田武孝君	6番	広山麗子君
7番	石本洋君	8番	能登裕君
9番	川見久雄君	10番	福原信博君
11番	渡邊雅文君	12番	藤井友幸君
13番	千葉正博君	14番	宗像一君
15番	竹浦隆君	17番	森清君
18番	金沢静雄君	19番	黒沢誠君

○欠席議員（1人）

20番 湯浅亮君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊藤敏雄君
教育委員会委員長	高久教雄君	
監査委員	吉岡正君	

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助		役	鈴木	政輝	君
収	入	役	川久保	功	君
総	務	課	清水	輝男	君
企	画	調	長	尾	正
税	務	課	長	森	俊
住	民	生	長	浦	茂
保	健	福	長	佐々木	裕二
建	設	課	長	村中	隆雄
農	林	課	長	齊藤	正明
水	道	課	長	常松	敏昭
商	工	観	長	貴戸	延之
児	童	保	長	富田	秋彦
屈	足	支	長	高橋	昭吾
庶	務	係	長	武田	芳秋
財	政	係	長	阿部	敏博

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿部	靖博	君
学	校	教	長	秋山	秀敏
社	会	教	長	赤木	英俊

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	長尾	直昭
---	---	---	---	----	----

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐藤	隆明	君
書			記	金田	将	君

開議の宣告

副議長（黒沢 誠君） 本日の欠席届け出議員は、20番、湯浅 亮君であります。ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

（宣告 14時01分）

諸般の報告（第2号）

副議長（黒沢 誠君） 諸般の報告は、朗読を省略いたします。別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 議案第71号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

副議長（黒沢 誠君） 日程第1、議案第71号、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、清水輝男君。

〔総務課長 清水輝男君 登壇〕

総務課長（清水輝男君） 議案第71号、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明いたします。1枚目をお開きください。提案理由といたしまして、十勝管内の町村状況などを勘案し、議員の報酬を改正しようとするものであります。なお、報酬等の審議会には11月5日諮問いたしました、11月20日に答申をいただいております。

改正内容の1につきましては、報酬月額、議長で29万4千円を30万8千円に、副議長23万円を24万2千円に、常任委員長20万6千円を21万6千円に、議員18万5千円を19万5千円にそれぞれ引き上げるものであります。

2の期末手当であります。現行12月支給の100分の290を100分の5引き上げ100分の295にするものであります。

3といたしまして、適用年月日は第1条の報酬につきましては、平成10年1月1日、第5条の期末手当は、平成9年12月1日からといたします。

前ペ - ジになります附則といたしまして、1の施行期日等ではありますが、この条例は平成10年1月1日から施行する。ただし、第5条の規定は平成9年12月1日から適用といたします。

2の内払いであります。改正前の条例に基づいて支払われました期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

〔総務課長 清水輝男君 降壇〕

副議長（黒沢 誠君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 議員の報酬の値上げということなんですが、新得の場合はですね、管内的にも低く財政上も悪くはないということで。それは筋の通ったことなんですが。近年急激に変わった社会状況ですね、例えば拓銀の破たん、山一の破たんなどを考慮しまして、そうすると町民感情というのがかなり敏感になっていると思われるんです。それで高いか低いかの問題ではなくてですね、その審議会の中でですね、その町民感情の中で恐らく反発もあると思われるんです。それを、その反発をですね、その町民感情をですね、じゅうぶん受け止めてこたえるだけの審議をされたのかどうか、その点1点お願いします。

副議長（黒沢 誠君） 総務課長、清水輝男。

総務課長（清水輝男君） お答えいたします。この報酬審議会の委員さんは8名ございまして、2回、実は開催したわけでございますけど、全員出席の中でいろいろ、この報酬の引き上げについて検討していただいたところでございます。私ども白紙の状態では委員会のほうにご提案、諮問したわけでございますけれども、その中で確かに今、能登議員のほうからお話しありました問題というものも確かに議論としてありました。その中で最終的に全員の一致の意見としては、やはり議員の報酬についても生活給、給料という建前の中で何年も、据え置くことが果たしていいことなのだろうか。その中で確かに町民感情の中でどういう理解の仕方をされるかということでございますけれども、それぞれ、やはりその任にあった仕事をされる中で、当然、据え置き状態というのは決して好ましい状態ではないだろうと。その中でじゃあ毎年上げるかという議論もされたわけでございますけれども、今の社会情勢の中においては、やはり、過去の例をみますと、2年に1度ずつ改定をしていると。そういう時期にきちんと合わせて改正するのがこれ一番町民の理解も得られる方策だろうと。というようなことで全員の一致をいただきまして答申を受けたところでございます。

副議長（黒沢 誠君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） 討論はないようですのでこれから議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

副議長（黒沢 誠君） 挙手多数であります。

よって議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第72号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

副議長（黒沢 誠君） 日程第2、議案第72号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、清水輝男君。

〔総務課長 清水輝男君 登壇〕

総務課長（清水輝男君） 議案第72号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費

用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明いたします。

2枚目の表面をお開きください。提案理由といたしまして十勝管内の町村状況等を勘案し非常勤の特別職の報酬を改正しようというものであります。

改正内容は報酬額で農業委員会の会長、月額5万1千円を月額5万4千200円に、委員、月額3万3千300円を月額3万5千300円に、教育委員会委員長、月額5万1千000円を月額5万4千200円に、委員、月額3万3千300円を月額3万5千300円に、監査委員、識見を有する者、月額11万5千500円を月額12万800円に、議員選出委員、月額5万8千900円を月額6万1千600円にそれぞれ引き上げるものであります。

次に、選挙管理委員会以下各位におきましては、それぞれ300円の引き上げを行うものであります。適用年月日は月額報酬につきましては、平成10年1月1日から、日額報酬につきましては、平成10年4月1日からといたします。

前ペ - ジの附則であります。この条例は平成10年10月1日から施行する。失礼しました平成10年1月1日から施行する。ただし、日額報酬は平成10年4月1日から適用するものであります。以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

〔総務課長 清水輝男君 降壇〕

副議長（黒沢 誠君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） 討論はないようですのでこれから議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

副議長（黒沢 誠君） 挙手多数であります。
よって議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第73号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

副議長（黒沢 誠君） 日程第3、議案第73号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、清水輝男君。

〔総務課長 清水輝男君 登壇〕

総務課長（清水輝男君） 議案第73号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明いたします。

裏面をお開きください。提案理由といたしまして、十勝管内の町村の状況、一般職の給与水準等を勘案し、特別職の給与を改正しようとするものであります。

改正内容といたしまして、町長、現行85万円を89万円に、助役、現行68万7千円を71万8千円に、収入役、現行60万8千円を63万5千円にそれぞれ引き上げよ

うとするものであります。適用年月日は平成10年1月1日からといたします。

前ペ - ジのほうにお戻りいただきまして、附則といたしましてこの条例は平成10年1月1日から施行するものであります。以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

〔総務課長 清水輝男君 降壇〕

副議長（黒沢 誠君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） 討論はないようですのでこれから議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

副議長（黒沢 誠君） 挙手多数であります。

よって議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第74号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

副議長（黒沢 誠君） 日程第4、議案第74号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、清水輝男君。

〔総務課長 清水輝男君 登壇〕

総務課長（清水輝男君） 議案第74号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明いたします。

裏面をお開きください。提案理由といたしまして、十勝管内の町村の状況、一般職の給与水準等を勘案し、教育長の給与を改正しようとするものであります。

改正内容であります。教育長、現行60万8千円を63万5千円に引き上げようとするものであります。適用年月日は平成10年1月1日といたします。

前のほうに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成10年1月1日から施行するものであります。以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

〔総務課長 清水輝男君 降壇〕

副議長（黒沢 誠君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） 討論はないようですのでこれから議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

副議長（黒沢 誠君） 挙手多数であります。
よって議案第 7 4 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 7 5 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

副議長（黒沢 誠君） 日程第 5、議案第 7 5 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、清水輝男君。

[総務課長 清水輝男君 登壇]

総務課長（清水輝男君） 議案第 7 5 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明いたします。

2 枚目の裏面をお開きください。提案理由であります。公務員の給料について、国、道、管内町村も改定及び改定見込みであることから、本町もこれに準じて条例を改正しようとするものであります。

改正内容でございますが、1、給料表でございますが、全級号俸を改正するものであります。給料表の平均改定率は、1.03 パーセント、3 千 1 8 3 円の引き上げでございます。国では 0.95 パーセント、3 千 3 6 6 円となっております。初任給の改定でございますが、高校卒では 1 4 万 7 千円に引き上げるものでございます。短大卒で 1 5 万 5 0 0 円、大学卒で 1 7 万 3 千円にするものであります。

2 の扶養手当でございますが、一人目のうち 5 千 5 0 0 円を 6 千 5 0 0 円に、また満 1 6 歳から 2 2 歳までの子どもがいる場合の加算額を月額 4 千円にするものであります。

3 の宿直手当につきましては、2 0 0 円引き上げいたしまして 3 千 8 0 0 円にするものでございます。勤務時間が 5 時間以下の場合はいわゆる半日直の関係でございますけど、1 0 0 円引き上げまして、1 千 9 0 0 円とするものであります。

4 の期末手当でございますが、3 月支給しております現行 1 0 0 分の 5 0 を、1 0 0 分の 5 引き上げ 1 0 0 分の 5 5 にするものであります。

5 の適用年月日でございますが、平成 9 年 4 月 1 日といたします。ただし宿日直の改正につきましては、平成 1 0 年 1 月 1 日からとするものであります。

次のペ - ジ以下に給与表の新旧比較表をつけておりますのでご参照していただきたいと思えます。

前に戻りまして、附則といたしまして、1、施行期日、2、最高号俸を超える給料月額切り替え等、3、給与の内払い等をそれぞれ規定してございます。以上よろしくご審議のほどお願いいたします。ちょっと訂正させていただきます。高校卒、1 4 万 7 千円と申し上げましたけれど、1 4 万 7 0 0 円に訂正をさせていただきたいと思えます。

[総務課長 清水輝男君 降壇]

副議長（黒沢 誠君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。1 8 番、金沢静雄君。

1 8 番（金沢静雄君） この提案理由の中で、給料表、平均改定率が 1.03 パーセント、3 千 1 8 3 円となっておりますが、いわゆる定期昇給の率と金額はいくらになっておりますか。

副議長（黒沢 誠君） 総務課長、清水輝男君。

総務課長（清水輝男君） 定期昇給のみは2.35パーセント、額にしまして7千544円となっております。

副議長（黒沢 誠君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） 討論はないようですのでこれから議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

副議長（黒沢 誠君） 挙手多数であります。

よって議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第76号 職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について

副議長（黒沢 誠君） 日程第6、議案第76号、職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、清水輝男君。

〔総務課長 清水輝男君 登壇〕

総務課長（清水輝男君） 議案第76号、職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について提案理由をご説明いたします。

2枚目の裏面をお開きください。提案理由でございますが、寒冷地手当のうち加算額、（燃料加給分）を実情に合わせて改正しようとするものであります。なお、管内の状況につきましても情報を収集いたしましたところ同様に改正をし、また予定をしているところであります。

内容といたしまして、平成9年度に限りまして、世帯主で扶養親族等のある職員は6万6千500円を特例条例により支給額とし12万4千740円に、同じく扶養親族等のない職員は4万4千300円を8万9千166円に、その他の職員は2万2千200円を5万3千592円に改めるものであります。なお、この条例による支給の算出根拠であります。12月1日現在、新得町内での実勢単価、1リットル当たり44円を乗じた額であります。条例本文は省略させていただきます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成9年10月1日から適用するものであります。手当の内払い及び廃止をそれぞれ規定しております。以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

〔総務課長 清水輝男君 降壇〕

副議長（黒沢 誠君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。18番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） この提案理由なんですが、寒冷地手当のうち加算額を実情に合わせて改正しようとするものであるとここにうたっているが、この実情に合わせてという、具体的な内容を説明してください。

副議長（黒沢 誠君） 総務課長、清水輝男君。

総務課長（清水輝男君） この実情というのは、10月1日の分につきましてはリッタ - の単価が内払いの段階におきましては、36円程度で試算してございますんで、12月1日現在が実勢単価かなというようなことで思っております。それから実情というのは当然、リッタ - 数の関係でございますけど、これらにつきましてはそれぞれ当初、石炭手当というかたちで支給してございましたけれども、カロリー - 計算等と。今の住宅事情の実質使用量等を加味して実情というかたちの中で提案させていただいております。

副議長（黒沢 誠君） よろしいですか。18番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） 今の説明によるとリッタ - 当たり単価を主体にして考えているようなのだが、これを割るといってリッタ - 数が出ることになるんですけども、それは計算上のことであってね、今は石炭のカロリー - うんぬん言っておりますが、計算上のことであって、実情に合わせてということになるっということ、実際に一冬に燃料がなんぼいるかというようなことについて、それこそ実情調査したことありますか。

副議長（黒沢 誠君） 総務課長、清水輝男君。

総務課長（清水輝男君） 今年度についてはまだしておりませんが、以前にそれぞれ実際的に、それぞれの程度たかくかということで調査した経緯がございます。その中で確かにそれぞれ住宅の構造、それから大きさ、家族数によっても違うわけでございますけども、おおむね今の2,700リッター程度は使用されていると。これは国の自治省のほうでも示しているとおりですね、燃料手当、寒冷地手当等につきましては、燃料プラスそれに伴う器具等も若干含むというようなことでございますんで、そういうものが実際的に北海道は寒冷地という中で実情というかたちで私ども話させていただいております。

副議長（黒沢 誠君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） 討論はないようですのでこれから議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

副議長（黒沢 誠君） 挙手多数であります。

よって議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第77号 新得山スキ - 場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

副議長（黒沢 誠君） 日程第7、議案第77号、新得山スキ - 場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。教育委員会社会教育課長、赤木英俊君。

〔社会教育課長 赤木英俊君 登壇〕

社会教育課長（赤木英俊君） 議案第77号、新得山スキ - 場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、提案理由でございますが、新得山スキ - 場のナイター営業廃止に伴いまして、料金の見直しを図ろうとするものであります。

改正内容につきまして、現行料金と比較をしながらご説明を申し上げたいと思います。

1回券につきましては、現行どおりで、大人130円で、児童生徒60円であります。12回券は大人が現行1千260円を1千200円に、児童生徒については現行630円を600円とします。1日券は大人が現行2千300円を2千円に、児童生徒につきましては現行1千円を900円といたします。

シーズン券は大人が現行2万3千円を2万円に、児童生徒につきましては現行6千300円を5千500円とするものであります。ナイター券は廃止といたします。

3時間券につきましては、今回新たに新設いたしまして、大人が1千200円、児童生徒につきましては600円とするものです。時間制限ですので時間内は何回でもご利用いただけます。12回券は券が残りますと、翌日以降にもご利用できますが、時間券につきましてはその日限りですので、料金が同じことから、いずれかを利用者が選択のうえご利用いただきたいと思いますと思っております。

別表3の人口ゲレンデの滑走料につきましては廃止といたします。以上が改正内容でございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。以上ご審議よろしくお願いたします。

〔社会教育課長 赤木英俊君 降壇〕

副議長（黒沢 誠君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 料金の改正ということで、それに伴う夜間廃止ということなんですが、廃止によってより利用してもらいたいということで料金を安くしたわけですが、と思われるんですが。回数券なんですが、これはさきほど申されたように、1日残ったら翌日その分もよろしいですよということなんですが、もっと拡大しましてね、これけっこうあることなんです。これは小さな話ですがね、シーズン終わってけっこう残っちゃったと。来シーズンまで使えないのかということが1点ですね。

ナイターを廃止ということなんですが、もし、これ撤去、まだ中には町民のかたにナイターをぜひやってほしいという意見もあると思うんです。そのときにですね、例えば休んで、取り除かずにそのまま、そのまま、そのままでね、ナイター設備を置いておくのか。それとも撤去してしまうのか。撤去した場合にどれほど費用がかかるのか。また、仮に新設となった場合にどれくらいのお金を見積もられているのか、そのあたりよろしくお願いたします。

副議長（黒沢 誠君） 社会教育課長、赤木英俊君。

社会教育課長（赤木英俊君） お答えをいたします。回数券の関係なんですが、いちおう私どもの考え方としては、そのシーズン限りというふうに考えております。

それで今回新しく3時間券というのを新設したんですけども、これは利用者のかたの問い合わせもありましてですね、希望もありまして、例えば3時間の中にですね、利用するかたにつきましてはですね、かなりの回数を利用できると。12回券といいましてですね、これは中間まで行くのであれば12回乗れるんですが、頂上まで行こうとすると2枚必要なもんですから、6回しか利用できないということになってまいります。ただ頂上まで行っていくのに約7分ぐらいかかるんですけども、乗り降りと滑ってくるのを勘案して、だいたい1回15分ぐらいで1回かなと、思いますね。ですから3時間券を利用しますと1時間で4回、3時間で12回は滑られるんだと。ですから、12回券を利用する人から比較すると倍ぐらいの利用は可能かなと思っておりますね。そん

なことですんで、そのシーズン券につまましてもですね、その1年のシーズン内にご利用いただければなというふうに思っております。

それとナイターの関係につまましてはですね、いちおう、これは昭和48年に出来たものですから、かなり老朽化が激しくなっております。したがって更新をしないとならない時期に来ているんですね。それで私のほうで更新する旨で業者のほうと連絡を取りましていちおう見積もりを出していただいた案ですが、中間まで約3千万円ぐらいかかります。頂上までですと5千万ぐらいかかるということになってまいります。それでいったいナイターを利用されるかたがどれぐらいあるかということですね、いちおう私のほうで調べさせていただきまして、1日平均19.6人ぐらいしかありませんですね。ただこれは少年団だとかですね、スキー連盟のほうとも協議をさせていただきまして、その旨を説明したところですね、いちおうご了解をいただきました。

ただスポ・ツ少年団につまましてはですね、学校を終えてからの練習になってまいりますと、練習の時間帯が非常に短くなってくるんで、やはり夜を利用したいという希望があったものですから、第2リフトの所にですね、照明塔が3基あります。そのナイター用でなくて3基あるんですが、いちおうそれを利用してもらいましょうと。そういったことで先日も少年団のかたがたとですね、現地のほうにまいってその照明を照らしてみてもですね、果たしてその3基の照明で夜、練習が可能かどうかをですね、実際見ていただきまして、いちおう可能ですということで。その3基につまましてはですね、多少その照明の方向を変えたりですね利用しやすいような方法を講じていこうかなというふうに思っております。ただ、既存のそれをですね、撤去をする関係につまましてやはり、相当経費がかかってまいります。約ですけども、約180万ぐらいかかるようになりますけれども。そんなことでナイターの利用については年々減少にあるようです。そんなことからスキー連盟のほうと少年団等にご理解いただきまして、このたびこういったナイターの廃止に至ったわけです。以上です。

副議長（黒沢 誠君） 9番、川見久雄君。

9番（川見久雄君） このスキー場のリフトの使用料ですね、だいたい値下げをされてきたわけでありましてけれども、確か今年の予算委員会ですね、高齢者や障害者に対して優遇措置といいますが、割引措置といいますが、そういった要望がございまして、当時の担当課長がご検討し、9月議会にご提案をしたいと。そのようなご答弁があったかと思っております。そこで新得山スキーリフトの使用料の減免要綱というものがあると思うんですけれども、そういったことについてどのように見直しをかけられたのか、どうなのか、そのへんについて質問いたしたいと思っております。

副議長（黒沢 誠君） 社会教育課長、赤木英俊君。

社会教育課長（赤木英俊君） お答えをいたします。このスキー場のリフトの使用料の減免につまましては、要綱で定められておりますけれども、これにつまましてもですね、かなりの減免措置を講じさせていただきまして予定でございます。まず、体育教科の中の小中学生というのが、今まで減免率50パーセントだったんですが、いちおうそれを100パーセント減免するというにしたいと思っております。高校生につまましても同じように50パーセントを100パーセント、それから特別活動につまましては小中学生については、50パーセントを80パーセント、それから高校生につまましては30パーセントを50パーセントにしたいと思っております。また団体につまましても、大人につまましては20パーセントを30パーセント、それから児童生徒につままして

は、同じく20パーセントを30パーセント。それと団体の人数ですけれども、現行は20名以上ということでしたけども、いや30名以上ということでしたけども、それを20名以上を団体とすることにしたいというふうに思っております。

それと新設で高齢者のかた、いちおう65歳以上のかたを対象として30パーセントを減免するというふうにしたいというふうに思っております。なお、身体障害者のかたにつきましてもですね、障害者の手帳を提示することによって30パーセントを減免するというふうにしたいと思っております。以上です。

副議長（黒沢 誠君） 7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） 別表3の人口ゲレンデ滑走料を削るということについては賛成なんです。あの人口ゲレンデははがしたんでしょうか。それからまず聞きます。ゲレンデ。あの毛布みたいなのを敷いたのあるんでしょ。あれ、そのままになってますよね、あれを将来どういうふうにされるのか。あの汽車の窓から見てもですね、あまりかっこうのいい姿ではないわけですね。そういうことをちょっとお伺いしたい。

副議長（黒沢 誠君） 社会教育課長、赤木英俊君。

社会教育課長（赤木英俊君） お答えをいたします。人口ゲレンデにつきましては、約10年前ぐらいから使用料を取ったりなんかしておりませんので、これにつきましては、すべて撤去したいというふうに考えております。それとさきほどの関係ちょっとご訂正を申し上げたいのですが、体育教科の小中学生50パーセントを100パーセントと申し上げました。この分につきましては、従来から無料でしたのでご訂正いたします。

副議長（黒沢 誠君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） 討論はないようですのでこれから議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

副議長（黒沢 誠君） 挙手多数であります。

よって議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第78号 平成9年度新得町一般会計補正予算

副議長（黒沢 誠君） 日程第8、議案第78号、平成9年度新得町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

〔助役 鈴木政輝君 登壇〕

助役（鈴木政輝君） 議案第78号、平成9年度新得町一般会計補正予算、第6号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1千615万円を追加して、予算の総額を90億9千736万2千円とするものであります。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によるものであります。

第3条、地方債の追加は、第3表、地方債補正によるものであります。

12ページをお開き願います。主なものをご説明いたします。今回の補正はさきほどご審議いただきました議員及び非常勤特別職並びに特別職の報酬改定に伴う補正と職員の給与改定及び寒冷地手当改定に伴う補正を各款で行っております。

なお、人事異動に伴って増減した分も各款で調整しています。

13ページ、2款、総務費の財政調整基金費では備荒資金組合任意納付金を計上しております。

14ページの住民活動費では、寄附をいただきましたので夢基金の積み立てを、また交通安全対策費でも寄附をいただきましたので交通安全用看板の修理費を計上しております。

諸費では、平成8年度交付の老人関係補助金の過払い分の返還金と、平成7年度の交付を受けました畜産再編総合対策事業補助金のうち事業主体が受けた消費税分にかかる補助金の返還金であります。町税還付金につきましては予定納税にかかる法人町民税等の還付実績による補正でございます。

15ページ、3款、民生費の福祉対策費では、寄附をいただきましたので貸出用備品として福祉機器の購入費を。扶助費では重度心身障害者医療費が伸びておりますので、増額をしております。老人ホーム費では寄附をいただきましたので、庁用備品の購入費を計上しております。

17ページ、6款、農林水産業費の農業振興費では町村有建物災害共済記念品贈呈団体交付金を財源としてレディースファームスクール用備品の購入費を計上。畜産業費では、畜産再編総合対策事業の実績により、町補助金を減額しております。

18ページ、牧野運営費では、入牧頭数の増加により町営牧場管理委託料を増額いたしております。林業振興費では、有害鳥獣駆除事業につきまして、シカの捕獲頭数の増加により、町補助金を増額しております。

19ページ、8款、土木費の道路新設改良費では、北新内線道路が平成10年度より道代行事業に移行されるための委託料ほかを減額しております。住宅建設費では公営住宅整備事業補助金の特例加算分が決定しましたので財源移動と事務費の補正をしております。

21ページ、10款、教育費の事務局費では高校通学費と町教育振興会につきまして実績見込みにより、町補助金を増額しております。

22ページ、公園・スキー場管理費では新得山スキー場のナイター営業廃止に伴う人件費分などの管理委託料を減額いたしております。学校給食費では給食センターちゅう房の連続炊飯器の購入費を計上しております。

7ページ、歳入をお開き願います。2款、地方譲与税では今年度確定分の消費譲与税全額を。8款、地方交付税でも今年度確定分の普通交付税全額をそれぞれ計上しております。

11款、使用料及び手数料では、牧場使用料の増額と新得山スキー場のナイター営業廃止に伴う料金改定による減収分の補正でございます。

7ページから9ページにかけての12款、国庫支出金、13款、道支出金では今年度事業の確定見込みによる補正でございます。

9ページ、14款、財産収入では肉牛売払収入の補正でございます。

15款、寄附金では、夢基金用として新得自衛隊協力会陸上自衛隊鹿追駐屯地曹友会からの分、交通安全推進用としてMOA交通安全推進キャンペーン実行委員会はじめ2

団体から高齢者福祉事業用として川久保あきの氏から、老人ホームひまわり荘用として岩崎千枝子氏からそれぞれ寄附がありましたので補正をしております。

16款、繰入金では今回の補正の財源調整のため、財政調整基金繰入を減額しております。

10ペ - ジ、17款、繰越金では前年度繰越金の補正でございます。

18款、諸収入では、医療費返還金の増額と町村有建物災害共済記念品贈呈団体交付金、畜産再編総合対策事業補助金返還金の追加補正でございます。なお、補助金返還金は事業主体より納付されますので同額を歳出で計上しております。

19款、町債では臨時税収補てん債の補正でございます。なお、この起債の元利償還金につきましては100パーセント交付税で措置される見込みであります。

4ペ - ジをお開き願います。第2表、債務負担行為補正では追加といたしまして、大家畜経営活性化資金の融通に伴う利子補給と行政事務電算機器借上料の補正でございます。

5ペ - ジ、第3表地方債補正では、追加といたしまして臨時税収補てん債の補正でございます。

川久保あきの氏から老人ホームひまわり荘用として、岩崎千枝子氏からそれぞれ寄附がありましたが、高齢者事業用として寄附をいただいております。以上でご審議のほどお願いいたします。

〔助役 鈴木政輝君 降壇〕

副議長（黒沢 誠君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） 討論はないようですのでこれから議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

副議長（黒沢 誠君） 挙手多数であります。

よって議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第79号 平成9年度新得町国民健康保険事業特別会計 補正予算

副議長（黒沢 誠君） 日程第9、議案第79号、平成9年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

〔助役 鈴木政輝君 登壇〕

助役（鈴木政輝君） 議案第79号、平成9年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ585万9千円を追加して、予算の

総額を6億1千846万6千円とするものであります。

5ページ、歳出をお開き願います。2款、保健給付では一般被保険者高額療養費を実績見込みにより増額しております。

5款、保健事業費ではエイズ予防パンフレット分の印刷製本費を増額いたしております。

前のページに戻りまして、4ページの歳入を御覧いただきたいと思っております。2款、国庫支出金では一般被保険者分の高額療養費の伸びに伴う負担金の増額とエイズ予防対策費として交付される特別調整交付金を増額しております。

7款、繰入金では今年度の額の確定に伴う保健基盤安定繰入金の増額と今回の補正の財源調整のため、その他一般会計繰入金を増額しております。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

〔助役 鈴木政輝君 降壇〕

副議長（黒沢 誠君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） これをもって質疑を終結いたします。本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） 討論はないようですのでこれから議案第79号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

副議長（黒沢 誠君） 挙手多数であります。よって議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第80号 平成9年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

副議長（黒沢 誠君） 日程第10、議案第80号、平成9年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

〔助役 鈴木政輝君 登壇〕

助役（鈴木政輝君） 議案第80号、平成9年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万1千円を追加して、予算の総額を5億9千330万4千円とするものであります。

5ページ、歳出をお開き願います。1款、事業費の総務費では職員の給与改定及び寒冷地手当改定に伴う補正でございます。

事業費では、汚水ます設置工事費の追加補正でございます。

前のページに戻りまして、4ページの歳入を御覧いただきたいと思っております。

4款、繰入金では、今回の補正の財源調整のため一般会計繰入金を増額しております。

5款、繰越金では前年度繰越金の補正でございます。以上で説明を終わります。よろ

しくご審議をお願いいたします。

〔助役 鈴木政輝君 降壇〕

副議長（黒沢 誠君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。8番、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 5ページのですね、工事請負費の汚水ますなんですけど、これ、どこを、どこの工事なのか、ちょっと説明だけお願いいたします。

副議長（黒沢 誠君） 水道課長、常松敏昭君。

水道課長（常松敏昭君） お答えいたします。設置場所につきましては、西1線35番地でございます。企業進出に伴いまして1か所汚水ますを取り付けなければならぬという事態でありますので補正するものでございます。

副議長（黒沢 誠君） 8番、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 住所を言わんので、ちょっとピンとこなかったんですけども、今建てている所ですか。いや、それならけっこうです。別にこれは悪いことを言うことではないんですけども、当然、町費で汚水ますをつけるということは、その建物に関しての建築確認とか、申請とか上がってきているわけですよ。

副議長（黒沢 誠君） 水道課長、常松敏昭君。

水道課長（常松敏昭君） 場所的には高校の前でございます。今、ジェイ・ウェイの事務所等に伴います公共の汚水ますでございます。汚水ますにつきましては、すべて町で設置するというところでございまして、汚水ます以降は受益者負担ということになっておりますので、その工事費でございます。

副議長（黒沢 誠君） 8番、能登 裕君。

委員（能登 裕君） ちょっと質問と違うんですが、建物の図面なんかは水道課のほうには来ているんですか。

副議長（黒沢 誠君） 水道課長、常松敏昭君。

水道課長（常松敏昭君） 確認申請等は受理されておりました確認許可になってございます。その時点で水道、下水道、すべて打ち合わせ済みでございます。

副議長（黒沢 誠君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） 討論はないようですのでこれから議案第80号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

副議長（黒沢 誠君） 挙手多数であります。

よって議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第81号 平成9年度新得町水道事業会計補正予算

副議長（黒沢 誠君） 日程第11、議案第81号、平成9年度新得町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

〔助役 鈴木政輝君 登壇〕

助役（鈴木政輝君） 議案第81号、平成9年度新得町水道事業会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

第2条で水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を補正するものでございます。

収入については変更ございません。

支出につきましては、事業費で60万8千円を増額し、8千249万7千円とするものでございます。

2ページをお開き願います。第3条で予算、第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することができないものとする経費の予算額を、38万5千円補正するものでございます。3ページにまいりまして、収入の変更はございません。

支出であります。1款、事業費の原水及び浄水費では、大雨による浄水場作業賃金の増額及び日額賃金改定による補正でございます。

4ページをお開き願います。4目、総務費を総係費に訂正お願いいたします。総係費につきましては、職員の給与改定による増額でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

〔助役 鈴木政輝君 降壇〕

副議長（黒沢 誠君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） 討論はないようですのでこれから議案第81号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

副議長（黒沢 誠君） 挙手多数であります。

よって議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第12 意見案第16号 審査結果について

副議長（黒沢 誠君） 日程第12、意見案第16号、労働法制の適正な改正・見直しを求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（黒沢 誠君） 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(黒沢 誠君) 質疑がないようですので終結いたします。
本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(黒沢 誠君) 討論はないようですので、これより採決いたします。
本件に関する委員長の報告は修正可決であります。
本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

副議長(黒沢 誠君) 挙手多数であります。
よって、本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第13 陳情第2号 審査結果について

副議長(黒沢 誠君) 日程第13、陳情第2号、保健所の統廃合反対、現在十勝にある五保健所の存続と充実の意見書提出を求める陳情書についてを議題といたします。
お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(黒沢 誠君) 異議なしと認めます。
よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。
本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(黒沢 誠君) 質疑がないようですので終結いたします。
本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(黒沢 誠君) 討論はないようですので、これより採決いたします。
本件に関する委員長の報告は不採択であります。
本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

副議長(黒沢 誠君) 挙手多数であります。
よって、本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第14 陳情第4号 審査結果について

副議長(黒沢 誠君) 日程第14、陳情第4号、多目的集会施設の建設に関わる陳情書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいた

します。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(黒沢 誠君) 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(黒沢 誠君) 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(黒沢 誠君) 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

副議長(黒沢 誠君) 挙手多数であります。

よって、本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

閉 会 の 宣 告

副議長(黒沢 誠君) これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成9年定例第4回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 15時01分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員